【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年2月10日提出
【発行者名】	ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 土岐　大介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号グラントウキョウノースタワー
【事務連絡者氏名】	ヴァレリー・レファーグ
【電話番号】	03-6377-2826
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（バランス型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	5兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（バランス型）
・上記と「ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（株式型）」とを総称して、「ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド」といいます。
・以下「当ファンド」という場合、「ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（株式型）」と「ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（バランス型）」とを総称して、または上記を指していうものとします。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社
電話番号：0120-996-222
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
ホームページ：https://www.bnpparibas-am.com/ja-jp/

（５）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。
・「ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド」を構成する各ファンド（当ファンドを除きます。）の投資者が、保有する当該各ファンドの受益権を換金した手取金をもって当ファンドの受益権の取得申込みを行う場合（スイッチング（乗換え））の申込手数料は、無手数料とします。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2025年2月11日から2025年8月12日までとします。
・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

大和証券株式会社
（国内のすべての営業所等で取扱います。）

（９）【払込期日】

・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的
「ＢＮＰパリバ・ブラジル株式マザーファンド」及び「ＢＮＰパリバ・ブラジル債券マザーファンド」への投資を通じて、主に、ブラジル連邦共和国（以下「ブラジル」といいます。）国内に本社を置く企業、もしくはブラジル国内にて主に事業活動を営む企業が発行する株式等、及びブラジル・レアル建ての公社債に実質的に投資を行い、中長期的に投資信託財産の成長を目指した運用を行います。

② ファンドの基本的性格

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
		債　券
	海　外	不動産投信
追加型投信	内　外	その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年１回 年２回	グローバル 日本		
	年４回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（　　）	年６回（隔月） 年12回（毎月）	欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド	あり（　　）
	日々	中南米		
不動産投信	その他（　）	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産（投資信託証券（資産複合（債券・株式）））		中近東（中東）		
資産複合（　　） 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載して

おります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（資産複合（債券・株式））））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

＜商品分類の定義＞
1. 単位型投信・追加型投信の区分
(1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
(2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
2. 投資対象地域による区分
(1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
(1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
(4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
(5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 独立した区分
(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
(3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

＜補足として使用する商品分類＞
(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分の定義＞
1. 投資対象資産による属性区分
(1)株式
①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
(2)債券
①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
(3)不動産投信
これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。
(4)その他資産
組入れている資産を記載するものとする。
(5)資産複合
以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分
①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。
3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)
①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があ

るものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分
①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分
①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
①日経225
②TOPIX
③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型
①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でもご覧頂けます。

③　ファンドの特色

1 「BNPパリバ・ブラジル・ファンド」は、ブラジルの企業の株式等に投資する「BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型)」と、ブラジルの企業の株式等とブラジルの公社債に投資する「BNPパリバ・ブラジル・ファンド(バランス型)」の2本のファンドで構成されております。

投資者のご判断により、両ファンド間でのスイッチング(乗換え)が活用できる仕組みとなっております。

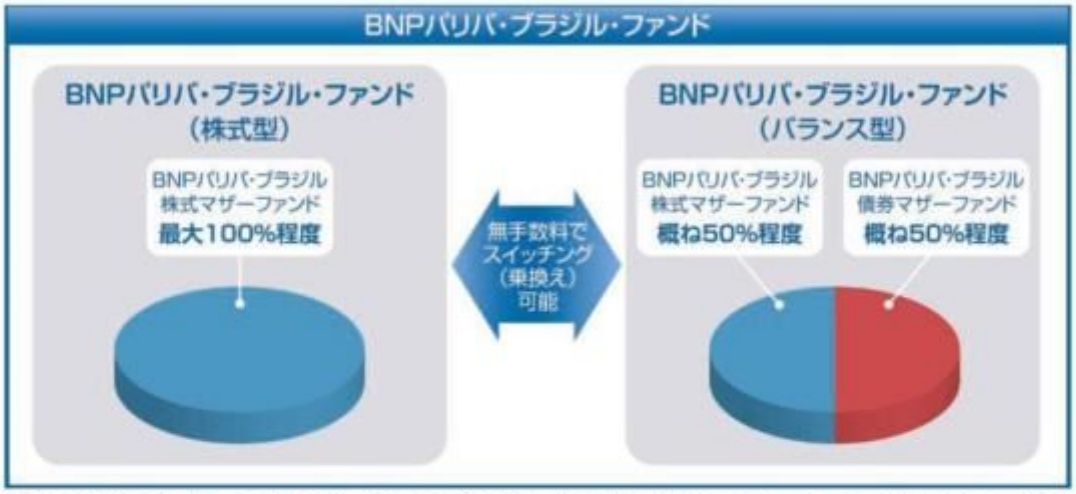

■ブラジル企業の株式への投資は、「BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド」を通じて行います。

■ブラジルの公社債への投資は、「BNPパリバ・ブラジル債券マザーファンド」を通じて行います。

■「BNPパリバ・ブラジル・ファンド(バランス型)」における「BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド」と「BNPパリバ・ブラジル債券マザーファンド」の各組入比率は、純資産総額の概ね50%程度を基本とします。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記の基本の組入比率(50%程度)より乖離する場合があります。

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型)は、投資対象に一般社団法人投資信託協会の規則に定める比率を超える支配的な銘柄が存在しまたはその可能性が高い「特化型運用」を行います。
当ファンドはブラジル企業の株式等を主要投資対象としており、特定の銘柄に投資が集中することによって支配的な銘柄が存在する可能性があるため、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

資金動向、市況動向、その他の要因(償還の準備に入ったとき等を含みます。)等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2 外貨建資産への実質的な投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。

BNPパリバ・ブラジル・ファンドは、主にブラジル・レアル建ての株式及び債券に実質的に投資します。為替変動リスクを回避するための為替ヘッジを原則行いませんので、為替相場の変動で基準価額が変動いたします。

3 BNPパリバ・アセットマネジメント・ブラジル(BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Brasil LTDA.)に、「BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド」及び「BNPパリバ・ブラジル債券マザーファンド」の運用指図に関する権限を委託します。

BNPパリバ・アセットマネジメント・ブラジル (BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Brasil LTDA.)は、BNPパリバグループの資産運用部門におけるブラジルの拠点であり、1998年に設立され、ブラジルをはじめとする中南米市場に特化した資産運用業務を行っております。

■BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンドの投資プロセス

株価は企業業績やその予測、及び企業活動を取巻く国内外の経済環境の動向に応じ変動いたします。BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンドでは、マクロ経済を中心とした分析を通じ有望なセクターや市場テーマを決定するファンダメンタル・アプローチを活用する一方、個別企業の業績やその予想、個別企業の経営状況等について調査するボトムアップ・アプローチを併用することで、より最適なポートフォリオの構築を目指しております。

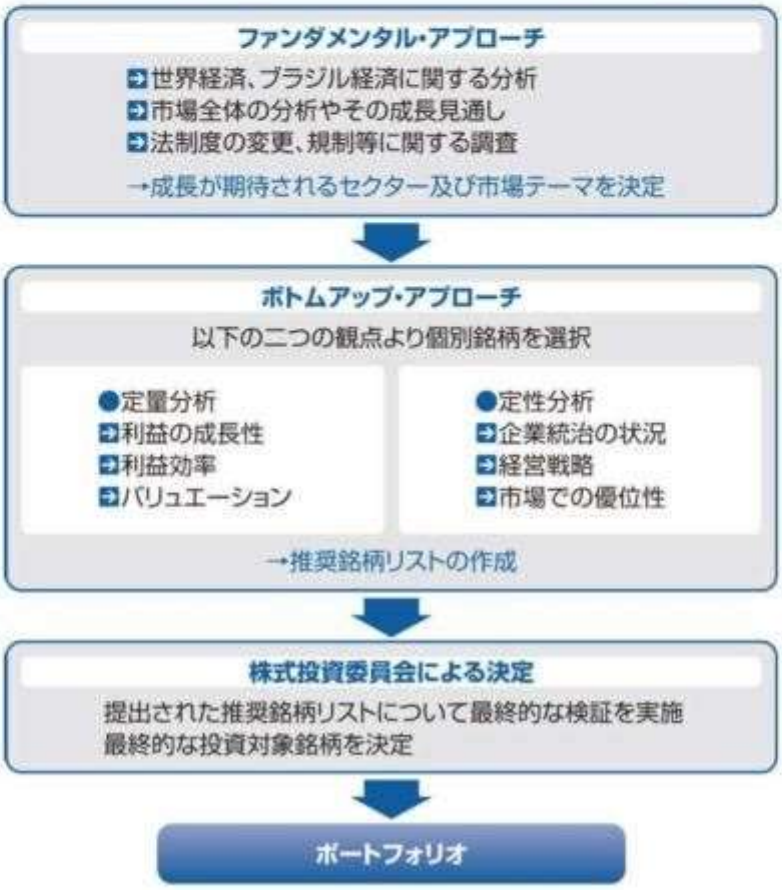

資金動向、市況動向、その他の要因（償還の準備に入ったとき等を含みます。）等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■BNPパリバ・ブラジル債券マザーファンドの投資プロセス

BNPパリバ・ブラジル債券マザーファンドは、中長期的な経済環境を見通して運用を行います。また、金利、信用スプレッドに焦点を当てながら、経済動向を分析し、運用を行います。

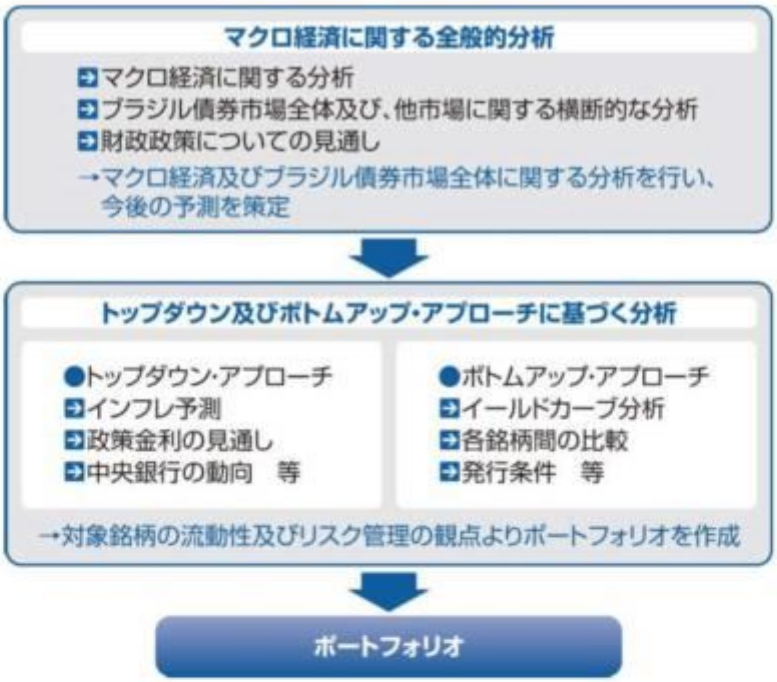

4 決算時に、基準価額の水準等を勘案して、運用実績に応じた収益の分配を目指します。

ファンドの仕組み

「BNPパリバ・ブラジル・ファンド」は、ファミリーファンド方式で運用を行います。

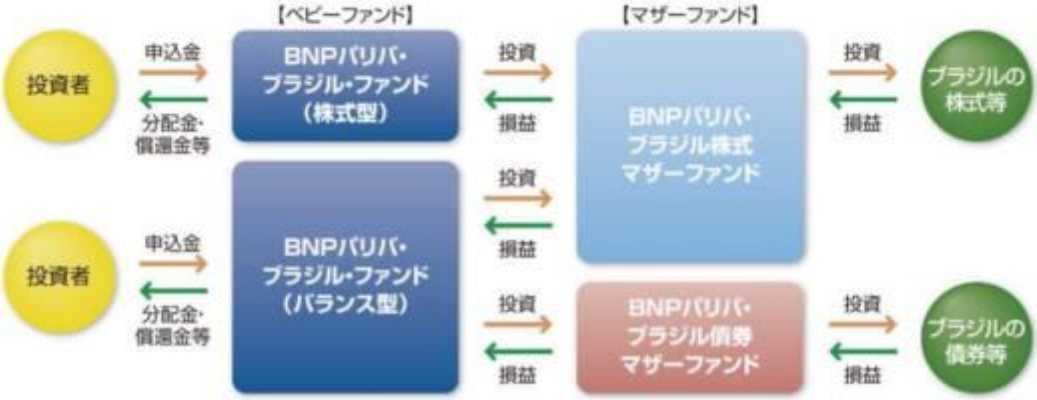

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆さまの資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

資金動向、市況動向、その他の要因（償還の準備に入ったとき等を含みます。）等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

<BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型)>

・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

<BNPパリバ・ブラジル・ファンド(バランス型)>

・各マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
・株式への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の70%を超えないものとします。
・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

分配方針

<BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型)>

毎年5月10日、11月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。

<BNPパリバ・ブラジル・ファンド(バランス型)>

毎年2月10日、5月10日、8月10日、11月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。

■上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。
■分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
■分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合、分配を行わないこともあります。
■留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加的記載事項

[収益分配金に関する留意事項]

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

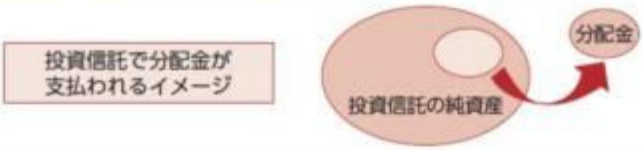

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

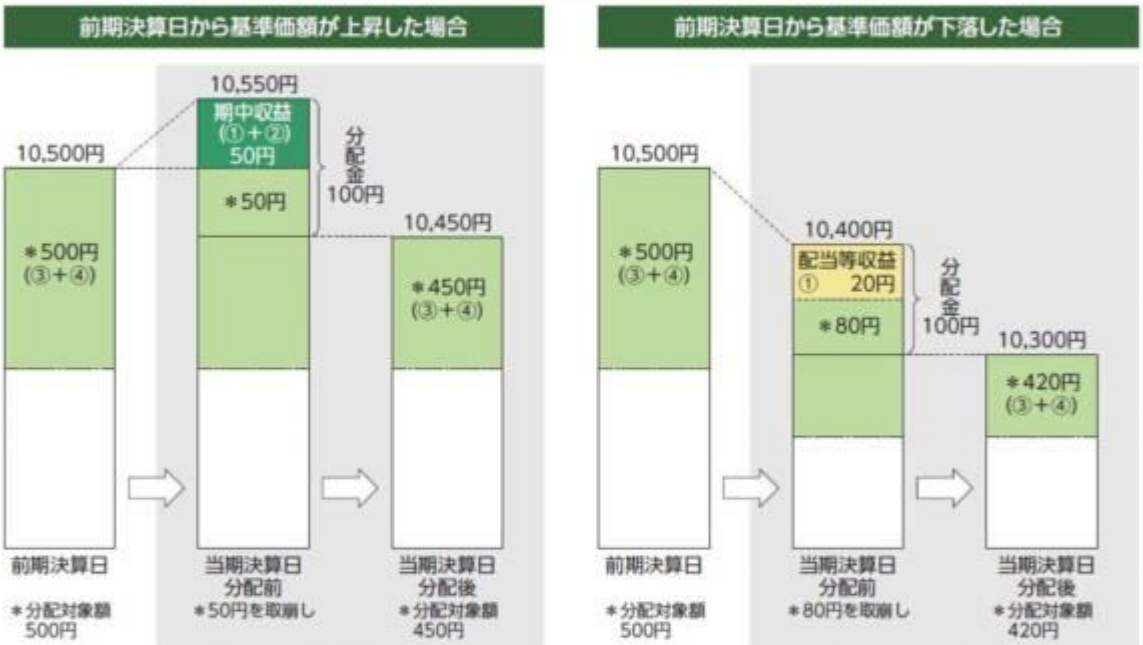

(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

④　信託金限度額
・4,000億円を限度として信託金を追加することができます。
・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2007年11月16日
・ファンドの信託契約締結、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

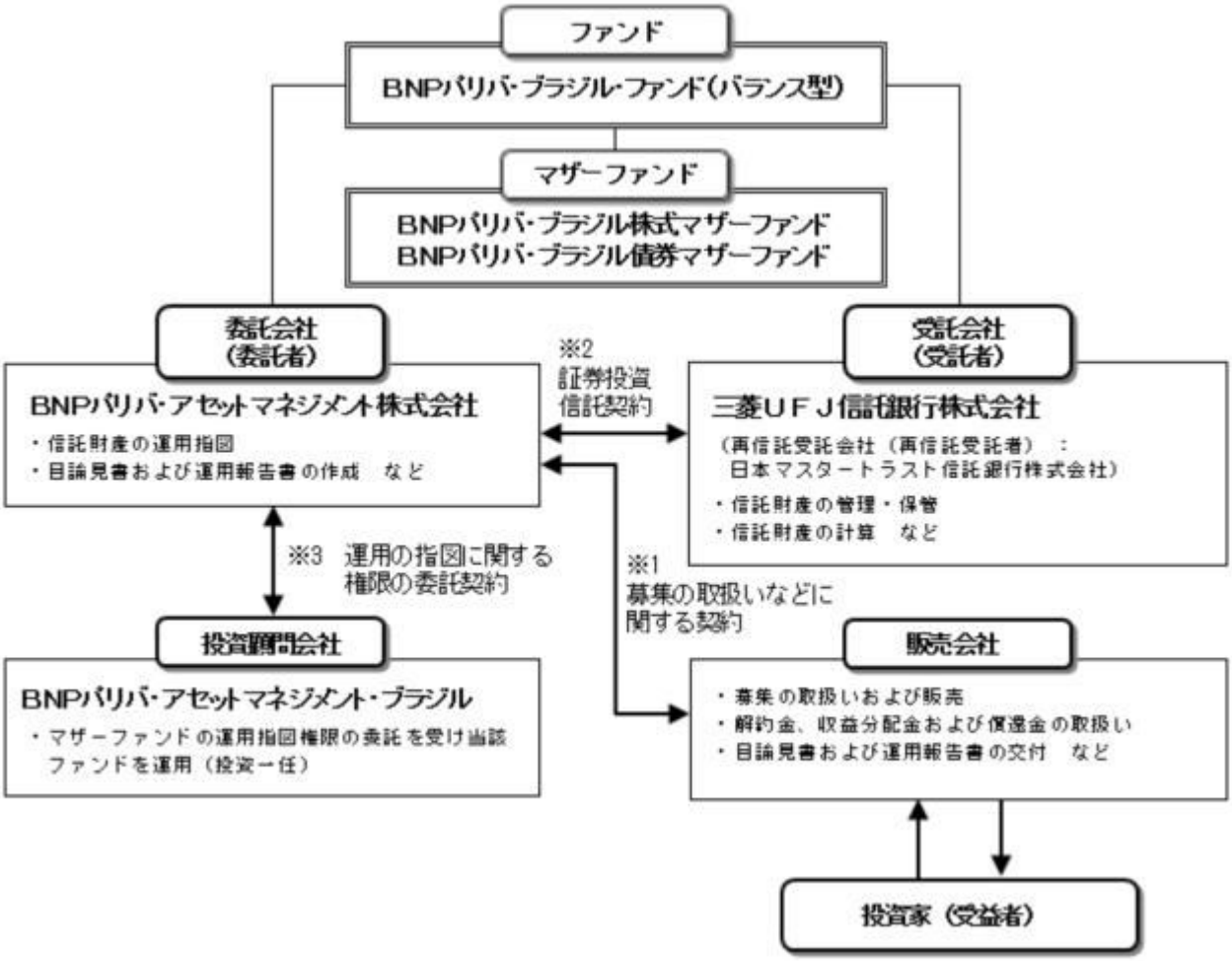

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

②　委託会社の概況（2024年11月末現在）

１）資本金
　４億円

２）沿革

1998年11月9日	会社設立
1998年11月30日	証券投資信託委託業の免許取得
1999年2月26日	証券投資顧問業の登録
2000年6月20日	投資一任契約業務の認可取得
2000年8月１日	パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける
2000年8月１日	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更
2010年7月1日	フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併 ＢＮＰパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社に社名変更
2017年12月1日	ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社に社名変更
2022年11月21日	日本証券業協会へ加入

３）大株主の状況

株　主　名	住　所	所有株数	所有比率
BNP Paribas ASSET MANAGEMENT Holding ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ホールディング	フランス共和国 パリ　75009 ブルヴァーオスマン１	554,000株	100.0%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

① 当ファンドは、ＢＮＰパリバ・ブラジル株式マザーファンド受益証券およびＢＮＰパリバ・ブラジル債券マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を通じて、主に、ブラジル連邦共和国（以下「ブラジル」といいます。）に本社を置く企業、もしくはブラジル国内にて主に事業活動を営む企業が発行する株式等、及びブラジル・レアル建ての公社債に実質的に投資を行い、中長期的に投資信託財産の成長を目指した運用を行います。ただし、上記の株式等以外に、投資対象企業のＡＤＲ（米国預託証書）やＧＤＲ（グローバル預託証書）等も投資対象とすることがあります。
② 各マザーファンド受益証券の組入比率は、純資産総額の概ね50％程度を基本とします。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記の組入れ比率より乖離する場合があります。また、株式および債券への実質的な組入れ比率は高位に保つことを基本とします。
③ 外貨建資産への実質的な投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。
④ 資金動向、市況動向、その他の要因（当初設定日直後、償還の準備に入ったとき等を含みます。）等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

＜ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（バランス型）＞
主として、各マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ）有価証券
ロ）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）
ハ）金銭債権
ニ）約束手形
２）次に掲げる特定資産以外の資産
イ）為替手形

② 有価証券の指図範囲
委託者は、信託金を、主としてＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された「ＢＮＰパリバ・ブラジル株式マザーファンド」および「ＢＮＰパリバ・ブラジル債券マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１）株券または新株引受権証書
２）国債証券
３）地方債証券
４）特別の法律により法人の発行する債券
５）社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８）協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９）特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10）コマーシャル・ペーパー
11）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）～11）の証券または証書の性質を有するもの
13）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14）投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17）預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18）外国法人が発行する譲渡性預金証書
19）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20）抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22）外国の者に対する権利で21）の有価証券の性質を有するもの
なお、１）の証券または証書、12）ならびに17）の証券または証書のうち１）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２）から６）までの証券および12）ならびに17）の証券または証書のうち２）から６）までの証券の性質を有するもの、および14）の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13）の証券および14）の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形
５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの

④　上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

＜ＢＮＰパリバ・ブラジル株式マザーファンド＞
主として、ブラジル連邦共和国（以下「ブラジル」といいます。）国内に本社を置く企業、及びブラジル国内にて主に事業活動を営む企業が発行する株式等を投資対象とします。

①　投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ）有価証券
ロ）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。）
ハ）金銭債権
ニ）約束手形
２）次に掲げる特定資産以外の資産
イ）為替手形

②　有価証券の指図範囲
委託者（投資顧問会社を含みます。）は、信託金を、主として次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１）株券または新株引受権証書
２）国債証券
３）地方債証券
４）特別の法律により法人の発行する債券
５）社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８）協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９）特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10）コマーシャル・ペーパー
11）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）～11）の証券または証書の性質を有するもの
13）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14）投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17）預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18）外国法人が発行する譲渡性預金証書
19）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20）抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22）外国の者に対する権利で21）の有価証券の性質を有するもの
なお、１）の証券または証書、12）ならびに17）の証券または証書のうち１）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２）から６）までの証券および12）ならびに17）の証券または証書のうち２）から６）までの証券の性質を有するもの、および14）の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13）の証券および14）の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　金融商品の指図範囲
委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形

５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの

④　上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

＜ＢＮＰパリバ・ブラジル債券マザーファンド＞
主として、ブラジル・レアル建ての公社債を主要投資対象として運用を行います。

①　投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ）有価証券
ロ）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。）
ハ）金銭債権
ニ）約束手形
２）次に掲げる特定資産以外の資産
イ）為替手形

②　有価証券の指図範囲
委託者（投資顧問会社を含みます。）は、信託金を、主として次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１）株券または新株引受権証書
２）国債証券
３）地方債証券
４）特別の法律により法人の発行する債券
５）社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
７）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
８）協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
９）特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
10）コマーシャル・ペーパー
11）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）～11）の証券または証書の性質を有するもの
13）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
14）投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
15）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
16）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17）預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
18）外国法人が発行する譲渡性預金証書
19）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20）抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
21）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22）外国の者に対する権利で21）の有価証券の性質を有するもの
なお、１）の証券または証書、12）ならびに17）の証券または証書のうち１）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２）から６）までの証券および12）ならびに17）の証券または証書のうち２）から６）までの証券の性質を有するもの、および14）の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13）の証券および14）の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　金融商品の指図範囲
委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１）預金
２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３）コール・ローン
４）手形割引市場において売買される手形
５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの

④　上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要
＜ＢＮＰパリバ・ブラジル株式マザーファンド＞

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、中長期的に信託財産の着実な成長を目的として運用を行います。
主な投資対象	主として、ブラジル連邦共和国（以下「ブラジル」といいます。）国内に本社を置く企業、及びブラジル国内にて主に事業活動を営む企業が発行する株式等を投資対象とします。
投資態度	①　当ファンドは、主として、ブラジルに本社を置く企業、もしくはブラジル国内にて主に事業活動を営む企業が発行する株式等に投資を行い、中長期的に投資信託財産の成長を目指した運用を行います。ただし、上記の株式等以外に、投資対象企業のＡＤＲ（米国預託証書）やＧＤＲ（グローバル預託証書）等も投資対象とすることがあります。 ②　投資する株式の選定においては、経済状況などを考慮しながら業種別の企業動向等の見通しを行うと同時に、定量および定性的な個別企業の分析を行い、バリュエーション上株価が割安と判断され、かつ企業収益が堅調であると考えられる株式を選択します。 ③　株式への組入比率は高位に保つことを基本とします。 ④　外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。 ⑤　資金動向、市況動向、その他の要因（当初設定日直後、償還の準備に入ったとき等を含みます。）等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ⑥　ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ブラジル（BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Brasil LTDA.）に運用指図に関する権限を委託します。
主な投資制限	①　株式への投資割合には制限を設けません。 ②　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ③　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。 ④　投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。 ⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

＜ＢＮＰパリバ・ブラジル債券マザーファンド＞

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目的として運用を行います。
主な投資対象	主として、ブラジル・レアル建ての公社債を主要投資対象として運用を行います。

投資態度	①　当ファンドは、主として、ブラジル・レアル建の公社債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目的として運用を行います。 ②　投資する公社債は、主としてブラジル政府が発行する国債もしくはそれに準ずる債券とし、固定利付債券、変動利付債券、割引債券およびインフレ連動債券とします。国債もしくはそれに準ずる債券以外の債券にも投資することがあります。 ③　公社債の投資に当たっては、経済動向や金利動向に対する見通しに基づき運用を行います。 ④　投資する公社債の選定にあたっては、個別銘柄の利回り、バリュエーション、流動性ならびに発行条件等に基づき分散投資に努めます。 ⑤　外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。 ⑥　資金動向、市況動向、その他の要因（当初設定日直後、償還の準備に入ったとき等を含みます。）等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ⑦　ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ブラジル（BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Brasil LTDA.）に運用指図に関する権限を委託します。
主な投資制限	①　株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以下とします。 ②　外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ③　デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。 ④　投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。 ⑤　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（３）【運用体制】

委託会社は、マザーファンドの運用の指図に関する権限をＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ブラジル（BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Brasil LTDA.）に委託します。
マザーファンドの株式や公社債等の売買の指図等は、ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ブラジル（BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Brasil LTDA.)が行います。

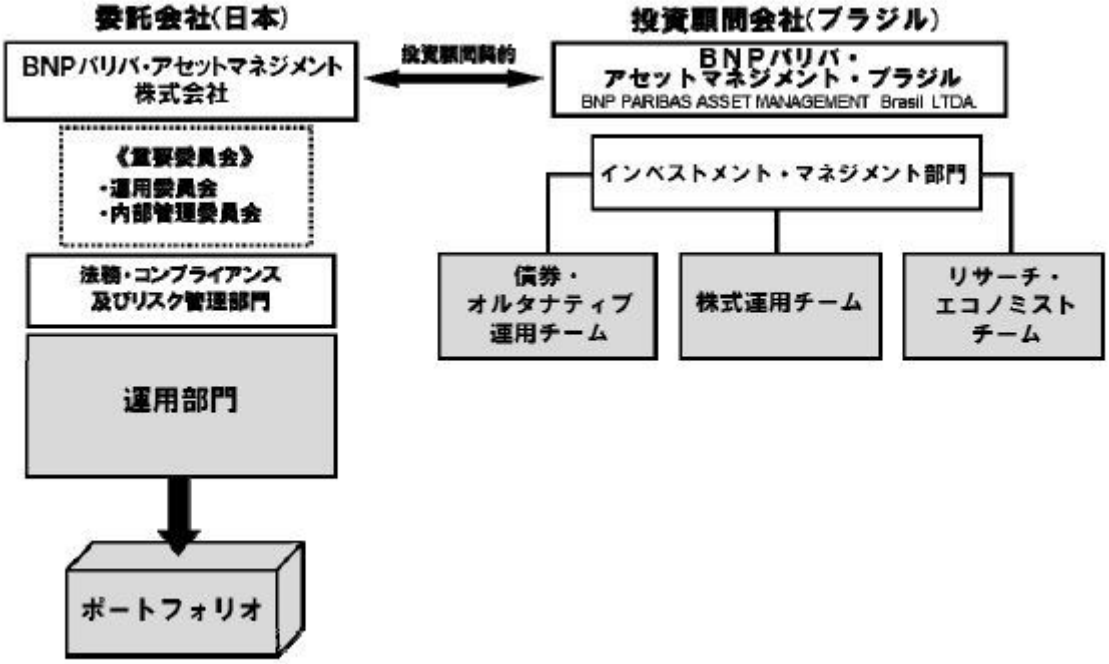

◆委託会社の運用体制

・運用部門（３名程度）
運用部門では、市場動向、ポートフォリオ、運用ガイドラインのモニタリング業務のほか、必要に応じて発注事務を行います。

・運用委員会（３名程度）
原則として月１回及び随時に開催し、投資環境や投資行動についての報告を行います。また、投資運用活動に関する協議を行い、関連する重要な情報の共有を図ります。

・内部管理委員会（５名程度）
原則として月１回及び随時に開催し、各部署における自主検査の実施状況及び結果の報告、独立した専任部署による投資リスク、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスクなどの管理状況の確認を行います。あわせて、当社における内部管理態勢、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の整備を確実なものとするために必要な協議を行い、関連する重要な情報の共有を図ります。

・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（５名程度）
取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

◆委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を受け取っております。

※上記体制は、2024年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

①　収益分配方針
毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。
１）分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
２）分配金額は、上記１）の範囲で、基準価額の水準、市況動向等を勘案して委託者が決定するものとします。ただし、分配対象額が少額の場合、分配を行わないこともあります。
３）留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②　収益分配金の支払い
＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞
原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。
＜分配金受取りコース（一般コース）＞
毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

①　約款に定める投資制限
＜ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（バランス型）＞
１）各マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。

２）外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
３）デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
４）株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の70％を超えないものとします。
５）新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以下とします。
６）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
７）同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含めます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。
８）投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
９）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
10）投資する株式等の範囲
イ）委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
ロ）イ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
11）信用取引の指図範囲
イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
ロ）イ）の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
ハ）信託財産の一部解約等の事由によりロ）の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
12）先物取引等の運用指図・目的・範囲
イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国における店頭市場または外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
ロ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
13）スワップ取引の運用指図・目的・範囲
イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
ハ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
ニ）委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
14）金利先渡取引の運用指図・目的・範囲
イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
ロ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
ハ）金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
ニ）委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
ホ）14）において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいま

す。

15）有価証券の貸付けの指図および範囲

イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

１．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ）イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ）委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

16）有価証券の空売りの指図および範囲

イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または約款第28条の規定において借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

ロ）イ）の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

17）有価証券の借入れの指図および範囲

イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ）イ）の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ）イ）の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

18）特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

19）外国為替予約取引の指図および範囲

イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ）イ）の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ）ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ニ）ロ）において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

20）資金の借入れ

イ）委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

＜ＢＮＰパリバ・ブラジル株式マザーファンド＞

１）株式への投資割合には制限を設けません。

２）外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

３）デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

４）新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20％以下とします。

５）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

６）同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含めます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

す。
７）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。
８）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、100分の35を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
９）投資する株式等の範囲
イ）委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
ロ）イ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
10）信用取引の指図範囲
イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
ロ）イ）の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
ハ）信託財産の一部解約等の事由によりロ）の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
11）先物取引等の運用指図・目的・範囲
イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国における店頭市場または外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
ロ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
12）スワップ取引の運用指図・目的・範囲
イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
ハ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
ニ）委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
13）金利先渡取引の運用指図・目的・範囲
イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
ロ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
ハ）金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
ニ）委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
ホ）13）において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
14）有価証券の貸付けの指図および範囲
イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
１．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
２．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
ロ）イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
ハ）委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものと

します。

15）有価証券の空売りの指図および範囲

イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または約款第26条の規定において借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

ロ）イ）の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

16）有価証券の借入れの指図および範囲

イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ）イ）の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ）イ）の借入れに係る品借料は信託財産中より支弁します。

17）特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

18）外国為替予約取引の指図および範囲

イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ）イ）の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ）ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

＜ＢＮＰパリバ・ブラジル債券マザーファンド＞

１）株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以下とします。

２）外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

３）デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

４）新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以下とします。

５）同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

６）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

７）同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含めます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

８）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

９）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

10）投資する株式等の範囲

イ）委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ）イ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

11）信用取引の指図範囲

イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ）イ）の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ）信託財産の一部解約等の事由によりロ）の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

12）先物取引等の運用指図・目的・範囲

イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項

第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国における店頭市場または外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

13）スワップ取引の運用指図・目的・範囲

イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ）委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

14）金利先渡取引の運用指図・目的・範囲

イ）委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ）金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ）委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ）14）において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

15）有価証券の貸付けの指図および範囲

イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

１．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ）イ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ）委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

16）有価証券の空売りの指図および範囲

イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または約款第26条の規定において借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

ロ）イ）の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

17）有価証券の借入れの指図および範囲

イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ）イ）の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ）イ）の借入れに係る品借料は信託財産中より支弁します。

18）特別な場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

19）外国為替予約取引の指図および範囲

イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ）イ）の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する

外貨建資産の為替変動リスクを回避するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ）ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

当ファンドはリスク商品であり、投資元本は保証されていません。したがって、換金時に投資元本を下回ることがあります。また収益や投資利回り等は未確定の商品です。

（1）ファンドのリスク特性

当ファンドは、主にマザーファンドへの投資を通じて、外国の株式や債券など値動きのある有価証券に投資しますので、組入れた有価証券の値動きや為替相場の変動などの影響により、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、当ファンドは、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

1）受益者は、当ファンドの基準価額が、市場における価格変動によって、上昇したり下落したりするということ、また権利行使に制限があることに注意をはらう必要があります。

以下は、主なリスクとその要因及び権利行使の制限に関する説明です。

① 価格変動リスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて主にブラジルの株式や債券など値動きのある有価証券に投資します。株式の価格は政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。また、公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります）。組入株式の価格及び債券価格が下落した場合、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

② 信用リスク

株式の価格は、発行企業の信用状況によっても変動する場合があり、経営不安や倒産等の重大な危機に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることがあります。また、公社債の価格も発行体の信用状況よって変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利子及び償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、公社債の価格は大きく下落します（利子及び償還金が支払われないこともあります）。その結果、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

③ 為替変動リスク

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクを伴います。原則として為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面では当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合など、機動的に組入銘柄を売却できないことがあります。その結果、売却価格が大きく低下し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

⑤ カントリーリスク

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて海外の有価証券に投資しますが、その国の政治・経済及び社会情勢等の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、当ファンドの基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

ファンドが主に実質的に投資するブラジルの証券市場などの先進国以外の国の証券市場は、欧米等の先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。またそれらの国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。

そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高の好転や悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが金融・証券市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

⑥ 投資銘柄の集中リスク

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、少数の銘柄に集中して投資する場合があります。このため株式市場もしくは債券市場全体の動きとは異なり、信託財産の価値が大きく上下することがあります。それにより当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

⑦ 追加設定・一部解約による資金流出入に伴うリスク

ファンドの追加設定及び一部解約による資金の流出入に伴い、基準価額が影響を受ける可能性があります。大量の追加設定もしくは一部解約が行われた場合、有価証券の売買手数料や市況もしくは取引量の影響等による市場実勢から乖離した価格での有価証券の組入れ及び売却を行う必要が生じると、当ファンドの基準価額はその影響を受けます。

⑧ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・一部解約による資金の流出入が生じ、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合は、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

⑨ 権利行使の制限

当ファンドは、お申込日がサンパウロ証券取引所の休業日と同一の場合には、原則としてお申込みはできません。
また、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受付けが取消しまたは中止されることがあります。

２）その他の留意点
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

３）租税に関するリスクファクター
外国の税法による源泉徴収が投資信託からの支払いに影響を与える可能性があります。
外国の税法により、その要求する情報を提供しない特定の投資家に対する支払いに対して、源泉徴収税が課される可能性があります。そのような源泉徴収に係る金額が、当投資信託に関係する支払いから源泉徴収される場合、投資信託委託会社又はその他の者が、追加での支払いを求められることはありません。投資しようとしている方は、「４ 手数料等及び税金 （５）課税上の取扱い ＜外国の税法に関する開示＞ 外国の税法」の部分をご参照ください。
外国の税法による報告により、投資家の当投資信託の保有に関して開示しなければならない場合があります。
外国の税法により、当投資信託の保有者の情報を集めて、関係する税務当局へ開示する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するよう求められることになります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

４）投資信託に関する一般的なリスク
① 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。
② 短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
③ 証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

５）以下の記載事項は、投資信託についての留意事項です。
・投資信託は預金または金融債ではありません。
・投資信託は保険契約ではありません。
・投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
・投資信託は元本及び利息を保証する商品ではありません。
・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口となります。）
・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。

（２）リスク管理体制
委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうかを運用部門がモニターします。また、投資顧問会社でもポートフォリオのリスクモニタリング等が行われます。運用部門におけるリスク管理に加えて、投資リスク管理部門がポートフォリオの市場リスク、信用リスク等の投資リスクを管理します。リスク管理部門は、運用部門からは完全に独立した組織として、グループ内のリスク部門に属しております。リスク管理部門は、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カウンターパーティーリスク、モデルリスク等の投資リスクの管理と、インベストメント・コンプライアンスに関する業務をカバーしています。
業務部門は日々のトレード、約定、決済等、事務面での監視を実施します。更に、運用委員会により定期的にチェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。
委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
経営委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※上記体制は2024年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

≪参考情報≫

■ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型)

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(バランス型)

※上記の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。2019年12月末を10,000として指数化しております。

■当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型)

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(バランス型)

※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう、上記の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株・・・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
(注1)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しております。
(注2)各指数等に関する著作権等の知的財産権は、開発元もしくは公表元に帰属します(東証株価指数(TOPIX):株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社、MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケット・インデックス:MSCI Inc.、NOMURA-BPI国債:野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社、FTSE世界国債インデックス:FTSE Fixed Income LLC、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド:J.P.Morgan Securities LLC)。なお、各社は当ファンドの運用に関し一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。
・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口

数については、申込手数料はかかりません。
・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
・「ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド」を構成する各ファンド（当ファンドを除きます。）の投資者が、保有する当該各ファンドの受益権を換金した手取金をもって当ファンドの受益権の取得申込みを行う場合（スイッチング（乗換え））の申込手数料は、無手数料とします。

※申込手数料は、購入時の商品説明及び事務手続きに要する費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。

（２）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。
② 信託財産留保額
ありません。

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.87%（税抜1.7%）の率を乗じて得た額とします。
② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.7%	0.8%	0.8%	0.1%

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※委託会社の報酬には、ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ブラジルへの投資顧問報酬が含まれます。
なお、投資顧問報酬の額は、委託を受けた者と委託会社との間で別途合意されるところに従うものとします。
③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

① 売買・保管等に要する費用
ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。
② 諸経費
信託財産に関する租税、監査法人等に支払うファンドの財務諸表の監査に要する費用、その他信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
ファンドにかかる監査費用ならびに当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を、原則として当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
※「その他の手数料等」は、定時または随時に見直されるものや、運用資産の状況等により異なるものであるため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

当ファンドの手数料等の合計額またはその上限については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。
・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
・当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
① 個人受益者の場合
１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）＊については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

＊解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②　法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③　個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④　普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際

イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ図＞

イ）の場合

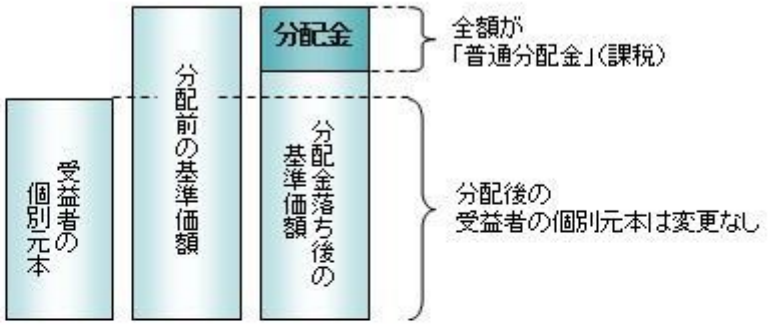

ロ）、ハ）の場合

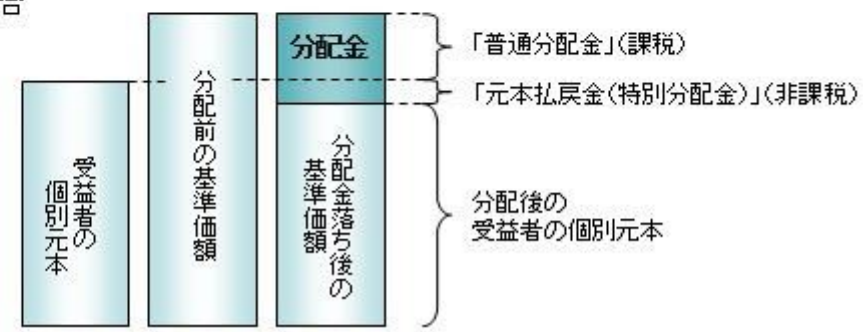

＜外国の税法に関する開示＞

外国の税法

外国の税法は、新しい報告体制を課し、金融機関が受け、又は行う、特定の支払いに対して源泉徴収がされる場合があります。当投資信託は金融機関に分類されます。

外国の税法に基づき、関係する税務当局へ投資家の特定の情報を報告する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するよう求められることになります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

外国の税法の遵守のため、以下の通り各納税者に通知します。(A)ここに記載された税金に関する説明は、各納税者に課される外国の租税に関する罰則を回避する目的で書かれたものではなく、また、そのために利用することはできません。(B)このような税金の記載はここに記載された取引や事項を促進又は勧誘することを支援するために書かれています。(C)納税者は独立した税務アドバイザーから当該納税者の個別の状況に基づいたアドバイスを受けるべきです。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は2024年11月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

≪参考情報≫

ファンドの総経費率

対象期間:2024年5月11日～2024年11月11日

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型)	2.25%	1.87%	0.38%
BNPパリバ・ブラジル・ファンド(バランス型)	2.16%	1.87%	0.29%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を、対象期間中の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
※当ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含みます。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧下さい。

５【運用状況】

【ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（バランス型）】

以下の運用状況は2024年11月29日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,594,856,234	98.52
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	23,975,355	1.48
合計(純資産総額)		1,618,831,589	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	ＢＮＰパリバ・ブラジル債券マザーファンド	356,752,998	2.4621	878,361,556	2.3018	821,174,050	50.73
2	日本	親投資信託受益証券	ＢＮＰパリバ・ブラジル株式マザーファンド	1,208,312,017	0.7036	850,168,335	0.6403	773,682,184	47.79

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.52
合計	98.52

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落ち）	（分配付き）	（分配落ち）	（分配付き）
第15特定期間末　(2015年 5月11日)	6,726	6,811	6,298	6,378
第16特定期間末　(2015年11月10日)	4,483	4,565	4,409	4,489
第17特定期間末　(2016年 5月10日)	4,359	4,388	4,565	4,595
第18特定期間末　(2016年11月10日)	4,831	4,858	5,478	5,508
第19特定期間末　(2017年 5月10日)	5,035	5,059	6,270	6,300
第20特定期間末　(2017年11月10日)	4,836	4,858	6,505	6,535
第21特定期間末　(2018年 5月10日)	4,192	4,212	6,031	6,061
第22特定期間末　(2018年11月12日)	3,786	3,805	6,023	6,053
第23特定期間末　(2019年 5月10日)	3,444	3,462	5,851	5,881

第24特定期間末　(2019年11月11日)	3,362	3,379	6,051	6,081
第25特定期間末　(2020年 5月11日)	1,979	1,994	3,890	3,920
第26特定期間末　(2020年11月10日)	2,252	2,266	4,628	4,658
第27特定期間末　(2021年 5月10日)	2,359	2,372	5,189	5,219
第28特定期間末　(2021年11月10日)	1,990	2,002	4,656	4,686
第29特定期間末　(2022年 5月10日)	2,236	2,248	5,797	5,827
第30特定期間末　(2022年11月10日)	2,376	2,386	6,723	6,753
第31特定期間末　(2023年 5月10日)	2,124	2,134	6,187	6,217
第32特定期間末　(2023年11月10日)	2,257	2,267	7,237	7,267
第33特定期間末　(2024年 5月10日)	2,101	2,110	7,270	7,300
第34特定期間末　(2024年11月11日)	1,761	1,769	6,434	6,464
2023年11月末日	2,256	—	7,278	—
12月末日	2,234	—	7,362	—
2024年 1月末日	2,175	—	7,299	—
2月末日	2,202	—	7,471	—
3月末日	2,159	—	7,410	—
4月末日	2,132	—	7,367	—
5月末日	2,030	—	7,073	—
6月末日	1,962	—	6,948	—
7月末日	1,838	—	6,566	—
8月末日	1,764	—	6,399	—
9月末日	1,771	—	6,457	—
10月末日	1,778	—	6,496	—
11月末日	1,618	—	5,938	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1万口当たりの分配金（円）
第15特定期間	2014年11月11日～2015年 5月11日	160
第16特定期間	2015年 5月12日～2015年11月10日	160
第17特定期間	2015年11月11日～2016年 5月10日	60
第18特定期間	2016年 5月11日～2016年11月10日	60
第19特定期間	2016年11月11日～2017年 5月10日	60
第20特定期間	2017年 5月11日～2017年11月10日	60
第21特定期間	2017年11月11日～2018年 5月10日	60
第22特定期間	2018年 5月11日～2018年11月12日	60
第23特定期間	2018年11月13日～2019年 5月10日	60
第24特定期間	2019年 5月11日～2019年11月11日	60
第25特定期間	2019年11月12日～2020年 5月11日	60
第26特定期間	2020年 5月12日～2020年11月10日	60
第27特定期間	2020年11月11日～2021年 5月10日	60
第28特定期間	2021年 5月11日～2021年11月10日	60
第29特定期間	2021年11月11日～2022年 5月10日	60

第30特定期間	2022年 5月11日～2022年11月10日	60
第31特定期間	2022年11月11日～2023年 5月10日	60
第32特定期間	2023年 5月11日～2023年11月10日	60
第33特定期間	2023年11月11日～2024年 5月10日	60
第34特定期間	2024年 5月11日～2024年11月11日	60

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第15特定期間	2014年11月11日～2015年 5月11日	△5.71
第16特定期間	2015年 5月12日～2015年11月10日	△27.45
第17特定期間	2015年11月11日～2016年 5月10日	4.90
第18特定期間	2016年 5月11日～2016年11月10日	21.31
第19特定期間	2016年11月11日～2017年 5月10日	15.55
第20特定期間	2017年 5月11日～2017年11月10日	4.70
第21特定期間	2017年11月11日～2018年 5月10日	△6.36
第22特定期間	2018年 5月11日～2018年11月12日	0.86
第23特定期間	2018年11月13日～2019年 5月10日	△1.86
第24特定期間	2019年 5月11日～2019年11月11日	4.44
第25特定期間	2019年11月12日～2020年 5月11日	△34.72
第26特定期間	2020年 5月12日～2020年11月10日	20.51
第27特定期間	2020年11月11日～2021年 5月10日	13.42
第28特定期間	2021年 5月11日～2021年11月10日	△9.12
第29特定期間	2021年11月11日～2022年 5月10日	25.79
第30特定期間	2022年 5月11日～2022年11月10日	17.01
第31特定期間	2022年11月11日～2023年 5月10日	△7.08
第32特定期間	2023年 5月11日～2023年11月10日	17.94
第33特定期間	2023年11月11日～2024年 5月10日	1.29
第34特定期間	2024年 5月11日～2024年11月11日	△10.67

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第15特定期間	2014年11月11日～2015年 5月11日	232,762,570	881,010,083
第16特定期間	2015年 5月12日～2015年11月10日	159,639,083	670,012,254
第17特定期間	2015年11月11日～2016年 5月10日	153,623,282	774,250,486
第18特定期間	2016年 5月11日～2016年11月10日	56,939,572	785,987,821
第19特定期間	2016年11月11日～2017年 5月10日	153,546,853	942,384,809
第20特定期間	2017年 5月11日～2017年11月10日	147,237,526	742,883,488
第21特定期間	2017年11月11日～2018年 5月10日	149,140,263	633,501,050
第22特定期間	2018年 5月11日～2018年11月12日	27,594,147	691,820,013
第23特定期間	2018年11月13日～2019年 5月10日	19,546,287	418,861,691
第24特定期間	2019年 5月11日～2019年11月11日	40,483,948	371,000,499

第25特定期間	2019年11月12日～2020年 5月11日	17,975,222	486,952,561
第26特定期間	2020年 5月12日～2020年11月10日	21,179,784	243,470,770
第27特定期間	2020年11月11日～2021年 5月10日	27,881,185	346,785,023
第28特定期間	2021年 5月11日～2021年11月10日	15,601,279	288,279,429
第29特定期間	2021年11月11日～2022年 5月10日	211,309,393	627,043,488
第30特定期間	2022年 5月11日～2022年11月10日	10,168,663	334,012,680
第31特定期間	2022年11月11日～2023年 5月10日	10,338,583	111,952,362
第32特定期間	2023年 5月11日～2023年11月10日	8,754,122	321,962,991
第33特定期間	2023年11月11日～2024年 5月10日	10,001,458	239,002,525
第34特定期間	2024年 5月11日～2024年11月11日	8,401,652	161,722,663

（参考）

ＢＮＰパリバ・ブラジル株式マザーファンド
以下の運用状況は2024年11月29日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	ブラジル	4,307,443,590	98.70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	56,530,516	1.30
合計(純資産総額)		4,363,974,106	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	銀行	596,204	879.30	524,245,012	819.14	488,378,763	11.19
2	ブラジル	株式	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	公益事業	133,400	2,256.86	301,065,994	2,354.92	314,146,663	7.20
3	ブラジル	株式	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	公益事業	363,902	787.56	286,596,221	777.53	282,947,638	6.48
4	ブラジル	株式	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	エネルギー	282,600	906.87	256,283,448	967.28	273,354,844	6.26
5	ブラジル	株式	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	エネルギー	239,600	979.56	234,704,387	1,046.49	250,739,717	5.75
6	ブラジル	株式	ALLOS SA	不動産管理・開発	456,400	545.00	248,740,885	498.05	227,312,511	5.21
7	ブラジル	株式	VALE SA-SP ADR	素材	152,082	1,596.33	242,774,062	1,487.80	226,268,177	5.18
8	ブラジル	株式	TELEFONICA BRASIL S.A.	電気通信サービス	155,500	1,303.41	202,681,251	1,236.74	192,313,325	4.41
9	ブラジル	株式	RUMO SA	運輸	380,900	487.82	185,811,520	486.77	185,412,938	4.25
10	ブラジル	株式	LOCALIZA RENT A CAR	運輸	173,886	1,025.18	178,265,689	977.56	169,984,398	3.90
11	ブラジル	株式	SANTOS BRASIL PARTICIPACOES	運輸	485,941	319.08	155,057,145	321.59	156,275,190	3.58
12	ブラジル	株式	REDE D'OR SAO LUIZ SA	ヘルスケア機器・サービス	221,200	724.55	160,271,766	686.80	151,920,200	3.48

13	ブラジル	株式	DIRECIONAL ENGENHARIA SA	耐久消費財・アパレル	206,300	764.64	157,746,516	700.83	144,582,667	3.31
14	ブラジル	株式	PRIO SA	エネルギー	135,036	976.81	131,904,560	989.34	133,596,946	3.06
15	ブラジル	株式	GPS PARTICIPACOES E EMPREEND	商業・専門サービス	316,800	435.77	138,052,053	404.56	128,164,734	2.94
16	ブラジル	株式	GERDAU SA-PREF	素材	251,000	512.84	128,723,900	507.58	127,402,687	2.92
17	ブラジル	株式	VALE SA	素材	75,891	1,519.73	115,334,087	1,442.02	109,437,078	2.51
18	ブラジル	株式	BANCO BRADESCO SA-PREF	銀行	337,000	338.63	114,120,874	319.83	107,785,518	2.47
19	ブラジル	株式	CYRELA BRAZIL REALTY SA EMP	耐久消費財・アパレル	231,500	539.68	124,937,958	463.46	107,292,100	2.46
20	ブラジル	株式	KLABIN SA-UNIT	素材	172,000	538.42	92,609,106	544.17	93,598,332	2.14
21	ブラジル	株式	EMBRAER SA	資本財	60,900	1,348.28	82,110,496	1,420.22	86,491,554	1.98
22	ブラジル	株式	ITAUSA SA	銀行	289,700	267.95	77,625,791	245.14	71,017,796	1.63
23	ブラジル	株式	RAIA DROGASIL SA	生活必需品流通・小売り	108,595	637.92	69,275,147	614.86	66,770,898	1.53
24	ブラジル	株式	COSAN SA	エネルギー	246,500	292.51	72,105,371	242.38	59,747,981	1.37
25	ブラジル	株式	CURY CONSTRUTORA E INCORPORA	耐久消費財・アパレル	92,204	568.99	52,463,282	507.07	46,754,722	1.07
26	ブラジル	株式	TRACK & FIELD CO S.A	一般消費財・サービス流通・小売り	194,068	249.15	48,352,635	223.08	43,293,607	0.99
27	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO H-SPON PRF ADR	銀行	49,561	921.02	45,646,742	865.24	42,882,536	0.98
28	ブラジル	株式	HAPVIDA PARTICIPACOES E INVE	ヘルスケア機器・サービス	288,100	79.95	23,036,356	67.92	19,570,070	0.45

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	外国	エネルギー	16.44
		素材	12.76
		資本財	1.98
		商業・専門サービス	2.94
		運輸	11.72
		耐久消費財・アパレル	6.84
		一般消費財・サービス流通・小売り	0.99
		生活必需品流通・小売り	1.53
		ヘルスケア機器・サービス	3.93
		銀行	16.27
		電気通信サービス	4.41
		公益事業	13.68
		不動産管理・開発	5.21
合計			98.70

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ＢＮＰパリバ・ブラジル債券マザーファンド

以下の運用状況は2024年11月29日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	ブラジル	801,794,477	97.64
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	19,363,934	2.36
合計(純資産総額)		821,158,411	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-B 6% 28/8/15	1,440,000	10,789.00	155,361,621	10,706.72	154,176,810	6	2028/8/15	18.78
2	ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-B 6% 26/8/15	1,305,000	10,921.46	142,525,172	10,923.64	142,553,536	6	2026/8/15	17.36
3	ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-F 10% 25/1/1	5,300,000	2,590.79	137,312,348	2,602.58	137,936,986	10	2025/1/1	16.80
4	ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-B 6% 27/5/15	1,000,000	11,048.84	110,488,473	10,688.57	106,885,772	6	2027/5/15	13.02
5	ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-F 10% 29/1/1	2,180,000	2,384.66	51,985,701	2,337.35	50,954,234	10	2029/1/1	6.21
6	ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-B 6% 25/5/15	440,000	11,305.97	49,746,293	11,032.82	48,544,432	6	2025/5/15	5.91
7	ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-B 6% 30/8/15	326,000	10,725.35	34,964,661	10,587.23	34,514,389	6	2030/8/15	4.20
8	ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-B 6% 29/5/15	280,000	10,931.68	30,608,729	10,518.34	29,451,373	6	2029/5/15	3.59
9	ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-B 6% 32/8/15	280,000	10,643.95	29,803,061	10,469.85	29,315,595	6	2032/8/15	3.57
10	ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-F 10% 27/1/1	1,140,000	2,465.24	28,103,829	2,445.29	27,876,367	10	2027/1/1	3.39
11	ブラジル	国債証券	BRAZIL-LTN 0% 26/1/1	1,100,000	2,181.55	23,997,144	2,164.96	23,814,655	0	2026/1/1	2.90
12	ブラジル	国債証券	BRAZIL NTN-F 10% 31/1/1	700,000	2,324.93	16,274,550	2,252.90	15,770,328	10	2031/1/1	1.92

*記載されている数量は実際の額面を1,000倍しております。また簿価単価及び評価単価は実際の単価を10分の1にしております。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
国債証券	97.64
合計	97.64

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

≪参考情報≫

運用実績 2024年11月29日現在

■基準価額・純資産の推移 ※基準価額は1万口当たり

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型)

基準価額	4,661円	純資産総額	36億円

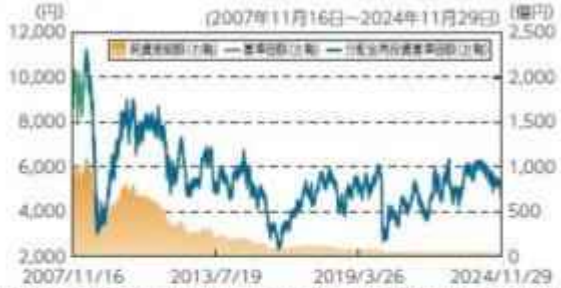

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(バランス型)

基準価額	5,938円	純資産総額	16億円

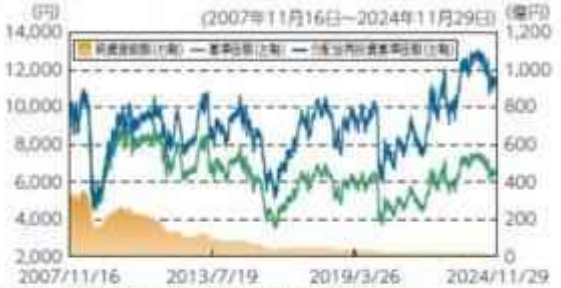

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しております。また、基準価額は信託報酬控除後です。

■分配の推移 ※1万口当たり(税引前)

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型)

2022年11月	0円
2023年 5月	0円
2023年11月	0円
2024年 5月	0円
2024年11月	0円
設定来累計	200円

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(バランス型)

2023年11月	30円
2024年 2月	30円
2024年 5月	30円
2024年 8月	30円
2024年11月	30円
設定来累計	3,730円

■主要な資産の状況 ※純資産比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型) 投資状況

資産の種類	国/地域	純資産比率(%)
BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド受益証券	日本	99.44
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.56
合計		100.00

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(バランス型) 投資状況

資産の種類	国/地域	純資産比率(%)
BNPパリバ・ブラジル債券マザーファンド受益証券	日本	50.73
BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド受益証券	日本	47.79
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.48
合計		100.00

BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド 投資状況

資産の種類	国/地域	純資産比率(%)
株式	ブラジル	98.70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.30
合計		100.00

BNPパリバ・ブラジル債券マザーファンド 投資状況

資産の種類	国/地域	純資産比率(%)
国債証券	ブラジル	97.64
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.36
合計		100.00

BNPパリバ・ブラジル株式マザーファンド 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	業種	純資産比率(%)
1	ITAU UNIBANCO HOLDING S PREF	銀行	11.19
2	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	公益事業	7.20
3	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	公益事業	6.48
4	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	エネルギー	6.26
5	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	エネルギー	5.75
6	ALLOS SA	不動産管理・開発	5.21
7	VALE SA-SP ADR	素材	5.18
8	TELEFONICA BRASIL S.A.	電気通信サービス	4.41
9	RUMO SA	運輸	4.25
10	LOCALIZA RENT A CAR	運輸	3.90

BNPパリバ・ブラジル債券マザーファンド 債券保有銘柄

順位	銘柄名	純資産比率(%)
1	BRAZIL NTN-B 6% 28/8/15	18.78
2	BRAZIL NTN-B 6% 26/8/15	17.36
3	BRAZIL NTN-F 10% 25/1/1	16.80
4	BRAZIL NTN-B 6% 27/5/15	13.02
5	BRAZIL NTN-F 10% 29/1/1	6.21
6	BRAZIL NTN-B 6% 25/5/15	5.91
7	BRAZIL NTN-B 6% 30/8/15	4.20
8	BRAZIL NTN-B 6% 29/5/15	3.59
9	BRAZIL NTN-B 6% 32/8/15	3.57
10	BRAZIL NTN-F 10% 27/1/1	3.39

※当該銘柄は当ファンドの説明のためのものであり、当社が取得申込みの勧誘を行うものではありません。

■年間収益率の推移

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(株式型)

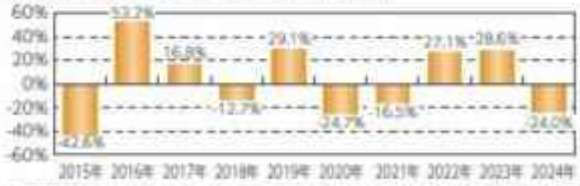

BNPパリバ・ブラジル・ファンド(バランス型)

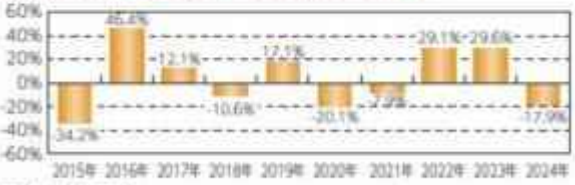

※年間収益率を暦年ベースで表示しております。2024年は年初から11月末までの収益率です。
※収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しております。また、当ファンドにはベンチマークはありません。

＊ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
＊運用実績は、別途月次等で適時開示しており、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。

（２）コースの選択
収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞
収益分配金を自動的に再投資するコースです。
＜分配金受取りコース（一般コース）＞
収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。
※販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

（３）スイッチング
・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。
・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。
・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。
ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（株式型）
ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（バランス型）
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（４）申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。

（５）取扱時間
原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（６）取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日がサンパウロ証券取引所の休業日に該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
※＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（８）申込単位
販売会社が定める単位とします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（９）申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（10）受付の中止および取消
委託会社は、金融商品取引所※における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

（11）米国人投資家に係る制限
委託会社は米国において投資顧問業の登録を行っておりません。当ファンドは米国において投資手段として登録されておらず、また当ファンドの受益権は1933年米国証券法に基づいて登録されておらず、今後登録される予定もないため、当ファンドの受益権は以下に定義される制限対象者に対して募集または販売することができません。
制限対象者とは、(i) 米国内に所在する人または事業体（米国居住者を含む）、(ii) 米国または米国の州の法律が適用される企業またはその他事業体、(iii) 米国外に所在するすべての米国軍事関係者、または米国の政府もしくは政府関係機関に係るすべての従業員、または(iv) 1933年米国証券法（改正を含む。）におけるレギュレーションSにより「米国人(U.S. Person)」と定義されるその他のすべての者、を指します。
当ファンドは、1974年米国従業員退職所得保障法（改正を含む。）に基づくか否かを問わず、従業員給付制度またはその資産が従業員給付制度の資産の一部を構成する事業体である投資家からの取得の申込みは受け付けません。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間
原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（３）解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日がサンパウロ証券取引所の休業日に該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（４）解約制限

ありません。

（５）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社
電話番号：0120-996-222
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
ホームページ：https://www.bnpparibas-am.com/ja-jp/

（６）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

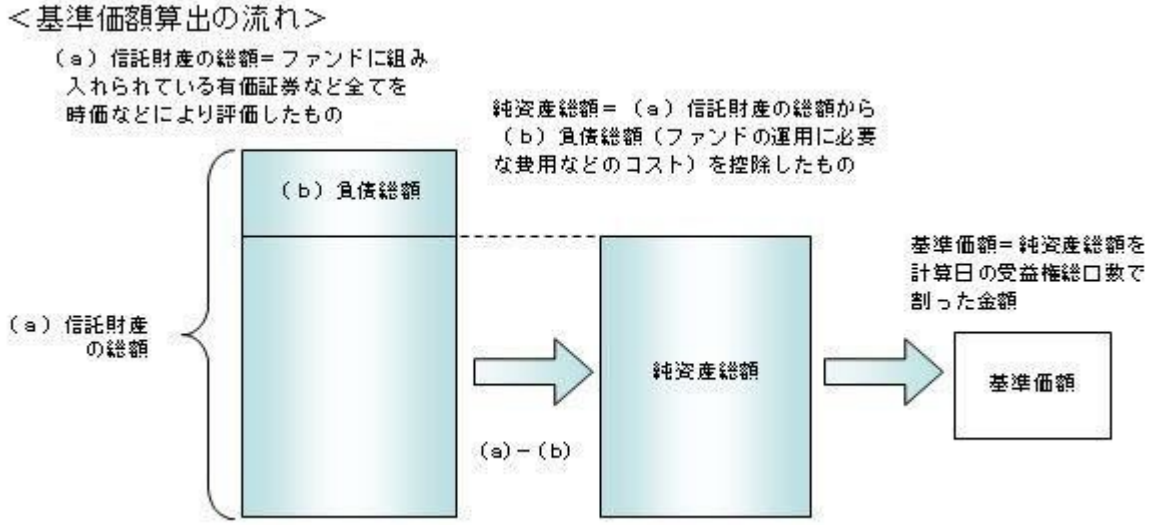

② 有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇マザーファンド受益証券
基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇外国株式
原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

◇外国公社債
原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における以下のいずれかの価額で評価します。
・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
・価格情報会社の提供する価額
※残存期間１年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。
・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③　基準価額の照会方法
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞
ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社
電話番号：0120-996-222
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
ホームページ：https://www.bnpparibas-am.com/ja-jp/

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします（2007年11月16日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年２月11日から５月10日まで、５月11日から８月10日まで、８月11日から11月10日まで、および11月11日から翌年２月10日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

①　信託の終了（繰上償還）
１）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
イ）受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
ハ）やむを得ない事情が発生したとき
２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
イ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
ロ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
ハ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
ニ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
４）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

②　償還金について
・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。
・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③　信託約款の変更など
１）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
２）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④　書面決議
１）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
２）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
３）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。
４）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書

面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

５）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

６）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

＜書面決議の主な流れ＞

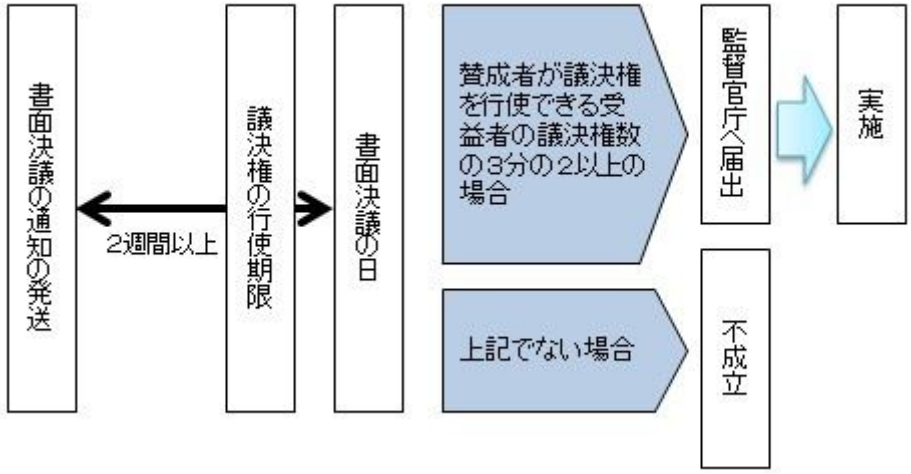

⑤　公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス　https://www.bnpparibas-am.com/ja-jp/

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥　運用報告書の作成

・委託会社は、年２回（５月、11月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。

・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス　https://www.bnpparibas-am.com/ja-jp/

⑦　関係法人との契約について

・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

・投資顧問会社とのマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の委託契約は、当該ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

⑧　他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権

・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）　当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

（３）　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2024年 5月11日から2024年11月11日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（バランス型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前特定期間末 2024年 5月10日現在	当特定期間末 2024年11月11日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	28,606,606	49,552,132
親投資信託受益証券	2,067,302,851	1,728,529,891
未収入金	25,000,000	-
未収利息	7	149
流動資産合計	2,120,909,464	1,778,082,172
資産合計	2,120,909,464	1,778,082,172
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	8,672,914	8,212,951
未払解約金	718,819	8
未払受託者報酬	559,203	483,656
未払委託者報酬	8,947,290	7,738,431
その他未払費用	134,182	116,042
流動負債合計	19,032,408	16,551,088
負債合計	19,032,408	16,551,088
純資産の部		
元本等		
元本	2,890,971,643	2,737,650,632
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△789,094,587	△976,119,548
（分配準備積立金）	327,935,364	322,108,313
元本等合計	2,101,877,056	1,761,531,084
純資産合計	2,101,877,056	1,761,531,084
負債純資産合計	2,120,909,464	1,778,082,172

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前特定期間 自　2023年11月11日 至　2024年 5月10日	当特定期間 自　2024年 5月11日 至　2024年11月11日
営業収益		
受取利息	365	8,588
有価証券売買等損益	50,978,041	△203,772,960
営業収益合計	50,978,406	△203,764,372
営業費用		
支払利息	8,804	-
受託者報酬	1,198,491	1,045,297
委託者報酬	19,175,865	16,724,688
その他費用	287,578	250,803
営業費用合計	20,670,738	18,020,788
営業利益又は営業損失（△）	30,307,668	△221,785,160
経常利益又は経常損失（△）	30,307,668	△221,785,160
当期純利益又は当期純損失（△）	30,307,668	△221,785,160
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,546,051	△7,760,439
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△862,198,040	△789,094,587
剰余金増加額又は欠損金減少額	64,606,488	46,137,781
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	64,606,488	46,137,781
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,665,666	2,634,446
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,665,666	2,634,446
分配金	17,598,986	16,503,575
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△789,094,587	△976,119,548

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
２.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	特定期間末日の取扱い 2024年11月10日が休日のため、当特定期間末日を2024年11月11日としております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

前特定期間末 2024年5月10日現在	当特定期間末 2024年11月11日現在
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

期別		前特定期間末 2024年 5月10日現在	当特定期間末 2024年11月11日現在
１.	期首元本額	3,119,972,710円	2,890,971,643円
	期中追加設定元本額	10,001,458円	8,401,652円
	期中一部解約元本額	239,002,525円	161,722,663円
２.	特定期間の末日における受益権の総数	2,890,971,643口	2,737,650,632口
３.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	789,094,587円	976,119,548円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前特定期間 自 2023年11月11日 至 2024年 5月10日	当特定期間 自 2024年 5月11日 至 2024年11月11日
１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として当ファンドが投資する親投資信託受益証券の投資割合に応じた純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額を支弁しております。 年1万分の37	１.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として当ファンドが投資する親投資信託受益証券の投資割合に応じた純資産総額に対して以下の率を乗じて得た金額を支弁しております。 同左
２.分配金の計算過程	２.分配金の計算過程
2023年11月11日	2024年 5月11日
2024年 2月13日	2024年 8月13日
費用控除後の配当等収益額 A 28,144,633円	費用控除後の配当等収益額 A 15,439,569円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 0円
収益調整金額 C 21,246,533円	収益調整金額 C 20,526,669円
分配準備積立金額 D 290,023,738円	分配準備積立金額 D 313,021,498円
当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 339,414,904円	当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 348,987,736円
当ファンドの期末残存口数 F 2,975,357,356口	当ファンドの期末残存口数 F 2,763,541,406口
1万口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000 1,140円	1万口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000 1,262円
1万口当たり分配金額 H 30円	1万口当たり分配金額 H 30円
収益分配金金額 I=F×H/10,000 8,926,072円	収益分配金金額 I=F×H/10,000 8,290,624円
2024年 2月14日	2024年 8月14日
2024年 5月10日	2024年11月11日
費用控除後の配当等収益額 A 36,454,651円	費用控除後の配当等収益額 A 13,631,090円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 0円
収益調整金額 C 20,985,163円	収益調整金額 C 20,835,879円
分配準備積立金額 D 300,153,627円	分配準備積立金額 D 316,690,174円
当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 357,593,441円	当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 351,157,143円
当ファンドの期末残存口数 F 2,890,971,643口	当ファンドの期末残存口数 F 2,737,650,632口
1万口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000 1,236円	1万口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000 1,282円
1万口当たり分配金額 H 30円	1万口当たり分配金額 H 30円
収益分配金金額 I=F×H/10,000 8,672,914円	収益分配金金額 I=F×H/10,000 8,212,951円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

期別 項目	前特定期間 自 2023年11月11日 至 2024年 5月10日	当特定期間 自 2024年 5月11日 至 2024年11月11日
１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。	同左
２.金融商品の内容及び金融商品に係る　　リスク	当ファンドが親投資信託受益証券を通じて実質的に保有する金融商品の種類は、有価証券（株式、国債証券）、デリバティブ取引（為替予約取引）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクを有しております。	同左
３.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門においては、運用管理の一環として、個別銘柄のチェックやポートフォリオのモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立したリスク管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。	同左
４.金融商品の時価等に関する事項の補　　足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	前特定期間末 2024年 5月10日現在	当特定期間末 2024年11月11日現在
１.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
２.時価の算定方法	有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 デリバティブ取引等 該当事項はありません。 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 デリバティブ取引等 同左 上記以外の金融商品 同左

（有価証券に関する注記）

前特定期間末（2024年 5月10日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△20,893,861
合計	△20,893,861

当特定期間末（2024年11月11日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△30,619,637
合計	△30,619,637

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

前特定期間末 2024年 5月10日現在		当特定期間末 2024年11月11日現在	
1口当たり純資産額	0.7270円	1口当たり純資産額	0.6434円
(1万口当たり純資産額)	(7,270円)	(1万口当たり純資産額)	(6,434円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式
該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ＢＮＰパリバ・ブラジル株式マザーファンド	1,208,312,017	850,168,335	
	ＢＮＰパリバ・ブラジル債券マザーファンド	356,752,998	878,361,556	
合計		1,565,065,015	1,728,529,891	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数字は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

（参考）
当ファンドは「ＢＮＰパリバ・ブラジル株式マザーファンド」受益証券及び「ＢＮＰパリバ・ブラジル債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券であります。
なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「ＢＮＰパリバ・ブラジル株式マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ＢＮＰパリバ・ブラジル株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2024年 5月10日現在	2024年11月11日現在
資産の部		
流動資産		
預金	15,405,381	69,353,870
コール・ローン	60,319,115	3,193,134
株式	5,662,345,038	4,701,509,803
未収入金	3,403,069	75,352,210
未収配当金	88,986,795	36,010,246
未収利息	16	9
流動資産合計	5,830,459,414	4,885,419,272
資産合計	5,830,459,414	4,885,419,272
負債の部		
流動負債		

	2024年 5月10日現在	2024年11月11日現在
未払金	-	90,194,862
未払解約金	60,000,000	-
流動負債合計	60,000,000	90,194,862
負債合計	60,000,000	90,194,862
純資産の部		
元本等		
元本	7,301,412,248	6,815,097,740
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	△1,530,952,834	△2,019,873,330
元本等合計	5,770,459,414	4,795,224,410
純資産合計	5,770,459,414	4,795,224,410
負債純資産合計	5,830,459,414	4,885,419,272

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
３.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づき処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

2024年5月10日現在	2024年11月11日現在
本報告書開示対象ファンドの当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書開示対象ファンドの当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

期別		2024年 5月10日現在	2024年11月11日現在
１．	本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	8,227,382,418円	7,301,412,248円
	同期中における追加設定元本額	－円	－円
	同期中における一部解約元本額	925,970,170円	486,314,508円
	同期末における元本の内訳		
	ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（株式型）	5,992,240,144円	5,606,785,723円
	ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（バランス型）	1,309,172,104円	1,208,312,017円
	計	7,301,412,248円	6,815,097,740円
２．	本報告書における開示対象ファンドの特定期間の末日における受益権の総数	7,301,412,248口	6,815,097,740口
３．	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	1,530,952,834円	2,019,873,330円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

期別 項目	自 2023年11月11日 至 2024年 5月10日	自 2024年 5月11日 至 2024年11月11日
１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。	同左

２.金融商品の内容及び金融商品に係る　　リスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（株式）、デリバティブ取引（為替予約取引）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクを有しております。 当ファンドが行うデリバティブ取引については、信託財産に属する外貨建資金の受渡しを行う際の円貨額を確定させるため、為替予約取引を行っております。	同左
３.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表「（金融商品に関する注記）」に記載しております。	同左
４.金融商品の時価等に関する事項の補　　足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表「（金融商品に関する注記）」に記載しております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	2024年 5月10日現在	2024年11月11日現在
１.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
２.時価の算定方法	有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 デリバティブ取引等 該当事項はありません。 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 デリバティブ取引等 同左 上記以外の金融商品 同左

（有価証券に関する注記）
（2024年 5月10日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△130,045,283
合計	△130,045,283

（2024年11月11日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△107,337,767
合計	△107,337,767

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

2024年 5月10日現在		2024年11月11日現在	
1口当たり純資産額	0.7903円	1口当たり純資産額	0.7036円
(1万口当たり純資産額)	(7,903円)	(1万口当たり純資産額)	(7,036円)

附属明細表

第１　有価証券明細表
(1)株式

通 貨	銘 柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	VALE SA-SP ADR	152,082	10.59	1,610,548.38	
	ITAU UNIBANCO H-SPON PRF ADR	49,561	6.11	302,817.71	
米ドル 小計		201,643		1,913,366.09 (293,012,883)	
ブラジルレアル	COSAN SA	246,500	11.67	2,876,655.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS	239,600	39.08	9,363,568.00	
	PETROBRAS - PETROLEO BRAS-PR	282,600	36.18	10,224,468.00	
	PRIO SA	135,036	38.97	5,262,352.92	
	GERDAU SA-PREF	251,000	20.46	5,135,460.00	
	VALE SA	213,391	60.63	12,937,896.33	
	EMBRAER SA	60,900	53.79	3,275,811.00	
	LOCALIZA RENT A CAR	173,886	40.90	7,111,937.40	
	RUMO SA	362,300	19.45	7,046,735.00	
	SANTOS BRASIL PARTICIPACOES	485,941	12.73	6,186,028.93	
	CURY CONSTRUTORA E INCORPORA	92,204	22.70	2,093,030.80	
	CYRELA BRAZIL REALTY SA EMP	212,300	21.50	4,564,450.00	
	DIRECIONAL ENGENHARIA SA	182,800	30.48	5,571,744.00	
	TRACK & FIELD CO S.A	194,068	9.94	1,929,035.92	
	RAIA DROGASIL SA	108,595	25.45	2,763,742.75	
	HAPVIDA PARTICIPACOES E INVE	1,444,800	3.19	4,608,912.00	
	REDE D'OR SAO LUIZ SA	97,300	28.68	2,790,564.00	
	BANCO BRADESCO SA-PREF	337,000	13.51	4,552,870.00	
	ITAU UNIBANCO HOLDING S-PREF	596,204	35.08	20,914,836.32	
	ITAUSA SA	289,700	10.69	3,096,893.00	
	BANCO BTG PACTUAL SA-UNIT	93,503	32.50	3,038,847.50	
	TELEFONICA BRASIL S.A.	155,500	52.00	8,086,000.00	
	CENTRAIS ELETRICAS BRASILIER	80,000	35.64	2,851,200.00	
	CIA SANEAMENTO BASICO DE SP	101,900	89.37	9,106,803.00	
	EQUATORIAL ENERGIA SA - ORD	363,902	31.42	11,433,800.84	
	ALLOS SA	383,400	21.73	8,331,282.00	
ブラジルレアル 小計		7,184,330		165,154,924.71 (4,408,496,920)	
合 計		7,385,973		4,701,509,803 (4,701,509,803)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。
(注2)合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内書で表示しております。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率

米ドル	株式	2銘柄	100.0%	6.2%
ブラジルレアル	株式	26銘柄	100.0%	93.8%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「ＢＮＰパリバ・ブラジル債券マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ＢＮＰパリバ・ブラジル債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2024年 5月10日現在	2024年11月11日現在
資産の部		
流動資産		
預金	1,541,831	13,146,337
コール・ローン	25,527,322	1,389,161
国債証券	1,030,585,384	863,837,202
未収利息	6	4
流動資産合計	1,057,654,543	878,372,704
資産合計	1,057,654,543	878,372,704
負債の部		
流動負債		
未払解約金	25,000,000	-
流動負債合計	25,000,000	-
負債合計	25,000,000	-
純資産の部		
元本等		
元本	382,411,546	356,752,998
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	650,242,997	521,619,706
元本等合計	1,032,654,543	878,372,704
純資産合計	1,032,654,543	878,372,704
負債純資産合計	1,057,654,543	878,372,704

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 （１）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 （２）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 （３）時価が入手できなかった有価証券 適切な時価を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 　個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
３.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 　外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条に基づき処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

2024年 5月10日現在	2024年11月11日現在
本報告書開示対象ファンドの当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書開示対象ファンドの当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

期別		2024年 5月10日現在	2024年11月11日現在
１．	本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	427,323,530円	382,411,546円
	同期中における追加設定元本額	－円	－円
	同期中における一部解約元本額	44,911,984円	25,658,548円
	同期末における元本の内訳		
	ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（バランス型）	382,411,546円	356,752,998円
	計	382,411,546円	356,752,998円
２．	本報告書における開示対象ファンドの特定期間の末日における受益権の総数	382,411,546口	356,752,998口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

期別 項目	自 2023年11月11日 至 2024年 5月10日	自 2024年 5月11日 至 2024年11月11日
１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。	同左
２.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（国債証券）、デリバティブ取引（為替予約取引）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクを有しております。 　当ファンドが行うデリバティブ取引については、信託財産に属する外貨建資金の受渡しを行う際の円貨額を確定させるため、為替予約取引を行っております。	同左
３.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表「（金融商品に関する注記）」に記載しております。	同左
４.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表「（金融商品に関する注記）」に記載しております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

期別 項目	2024年 5月10日現在	2024年11月11日現在
１.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
２.時価の算定方法	有価証券 　「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 デリバティブ取引等 　該当事項はありません。 上記以外の金融商品 　コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 デリバティブ取引等 同左 上記以外の金融商品 同左

（有価証券に関する注記）

（2024年 5月10日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	12,269,381
合計	12,269,381

（2024年11月11日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△597,739
合計	△597,739

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

2024年 5月10日現在		2024年11月11日現在	
1口当たり純資産額	2.7004円	1口当たり純資産額	2.4621円
(1万口当たり純資産額)	(27,004円)	(1万口当たり純資産額)	(24,621円)

附属明細表

第１　有価証券明細表
(1)株式
該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種　類	通貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ブラジルレアル	BRAZIL NTN-B 6% 25/5/15	440,000.00	1,984,636.09	
		BRAZIL NTN-B 6% 26/8/15	1,305,000.00	5,686,063.90	
		BRAZIL NTN-B 6% 27/5/15	1,000,000.00	4,407,954.82	
		BRAZIL NTN-B 6% 28/8/15	1,440,000.00	6,198,176.00	
		BRAZIL NTN-B 6% 29/5/15	280,000.00	1,221,140.00	
		BRAZIL NTN-B 6% 30/8/15	326,000.00	1,394,920.61	
		BRAZIL NTN-B 6% 32/8/15	280,000.00	1,188,997.78	
		BRAZIL NTN-F 10% 25/1/1	5,300,000.00	5,478,097.49	
		BRAZIL NTN-F 10% 27/1/1	1,140,000.00	1,121,206.62	
		BRAZIL NTN-F 10% 29/1/1	2,180,000.00	2,073,977.66	
		BRAZIL NTN-F 10% 31/1/1	700,000.00	649,275.71	
		BRAZIL-LTN 0% 26/1/1	1,100,000.00	957,369.77	
	ブラジルレアル 小計		15,491,000.00	32,361,816.45 (863,837,202)	
合計				863,837,202 (863,837,202)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。
(注2)合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内書で表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
ブラジルレアル	国債証券　12銘柄	100.0%	100.0%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】
以下のファンドの現況は2024年11月29日現在です。

【ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（バランス型）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	1,620,995,877円
Ⅱ　負債総額	2,164,288円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,618,831,589円
Ⅳ　発行済口数	2,726,200,141口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.5938円
（1万口当たり純資産額）	（5,938円）

（参考）

ＢＮＰパリバ・ブラジル株式マザーファンド

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	4,363,974,106円
Ⅱ　負債総額	―円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,363,974,106円
Ⅳ　発行済口数	6,815,097,740口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.6403円
（1万口当たり純資産額）	（6,403円）

ＢＮＰパリバ・ブラジル債券マザーファンド

純資産額計算書

Ⅰ　資産総額	821,158,411円
Ⅱ　負債総額	―円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	821,158,411円
Ⅳ　発行済口数	356,752,998口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.3018円
（1万口当たり純資産額）	（23,018円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】
（１）名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。
（２）受益者に対する特典
該当事項はありません。
（３）譲渡制限の内容
①　譲渡制限はありません。
②　受益権の譲渡
・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律

の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額（2024年11月末現在）

①	資本金の額	： 4億円
②	発行可能株式総数	： 700,000株
③	発行済株式総数	： 554,000株
④	最近5年間における主な資本金の額の増減	： 2019年12月19日に4億7,500万円の減資 2020年7月2日に3億円の増資 2020年12月8日に3億円の減資 2022年4月11日に4億5,000万円の増資 2022年12月9日に4億5,000万円の減資 2023年4月19日に4億円の増資 2023年12月8日に4億円の減資 2024年7月23日に3億円の増資

（２）委託会社の機構（2024年11月末現在）

①　委託会社の機構

会社の意思決定機関として取締役会を設置しています。取締役会は、株主総会において選任された３名以上の取締役（各取締役の任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。）から構成され、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。取締役会は、原則として代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故あるときは、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の決議は、原則として、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数によって行います。

また、取締役会が決定した会社の経営方針を執行するために必要となる重要な事項についての審議及び意思決定を的確に行うことにより効果的な経営の推進を図ることを目的として、経営委員会を設置しています。

②　投資運用の意思決定機構

◆委託会社の運用体制

・運用部門

運用計画の策定、運用の意思決定、取引の執行、市場動向、ポートフォリオ、運用ガイドライン等のモニタリングを行います。

・運用委員会

原則として月１回及び随時に開催し、投資環境や投資行動についての報告を行います。また、投資運用活動に関する協議を行い、関連する重要な情報の共有を図ります。

・リスク管理委員会

原則として月１回及び随時に開催し、運用パフォーマンスと投資リスクの状況及び約款・投資ガイドラインの遵守状況等の報告を行います。また、投資リスク及びオペレーショナル・リスクなどに関する協議を行い、また関連する重要な情報を委員会で共有し、それによって当社の日常業務におけるリスク管理を効果的に推進します。

・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

・内部管理委員会

原則として月１回及び随時に開催し、各部署における自主検査の実施状況及び結果の報告、独立した専任部署による投資リスク、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスクなどの管理状況の確認を行います。あわせて、当社における内部管理態勢、法令等遵守態勢及びリスク管理態勢の整備を確実なものとするために必要な協議を行い、関連する重要な情報の共有を図ります。

◆運用の意思決定プロセス

１）運用部門が独自に行う調査及びＢＮＰパリバグループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢及び個別企業の分析情報に基づき、運用部門において投資環境（内外経済・産業動向・株式及び債券市場・為替市場等）の分析を行います。

２）運用部門のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

３）運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。

４）運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部門から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部門へのフィードバック及び担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

２【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第一種金融商品取引業務、第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（2024年11月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額(単位：億円)
追加型株式投資信託	11	646
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	4	124
単位型公社債投資信託	0	0
合計	15	770

※純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てして記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
   また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

   財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。第27期事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）に係る中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

期別		第25期（2022年12月31日現在）		第26期（2023年12月31日現在）	
資産の部					
科　目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
預金	＊1		1,109,913		1,422,304
前払費用			13,224		17,800
未収委託者報酬			91,071		93,096
未収運用受託報酬			51,247		189,583
未収収益			303,268		146,395
未収入金			9,165		605
立替金			32		32
流動資産計			1,577,923		1,869,817
固定資産					
投資その他の資産			11,963		10,394
長期差入保証金		4,963		3,394	
長期前払費用		1,000		1,000	
その他		6,000		6,000	
固定資産計			11,963		10,394
資産合計			1,589,887		1,880,211

期別		第25期（2022年12月31日現在）		第26期（2023年12月31日現在）	
負債の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額

		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			14,732		13,102
未払金			147,626		209,854
未払手数料		47,697		49,969	
未払委託調査費		71,279		128,703	
その他未払金		28,650		31,181	
未払費用			90,490		83,745
未払法人税等			1,210		1,210
未払消費税等			883		15,441
賞与引当金			131,744		122,981
役員賞与引当金			39,778		17,488
流動負債計			426,466		463,823
固定負債					
退職給付引当金			97,132		105,339
役員退職慰労引当金			4,833		4,868
賞与引当金			-		3,212
役員賞与引当金			-		7,459
資産除去債務			68,236		73,453
固定負債計			170,202		194,333
負債合計			596,669		658,156
純資産の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			100,000		100,000
資本剰余金			1,528,028		1,693,218
資本準備金		50,000		50,000	
その他資本剰余金		1,478,028		1,643,218	
利益剰余金			△634,809		△571,163
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		△634,809		△571,163	
株主資本合計			993,218		1,222,054
純資産合計			993,218		1,222,054
負債・純資産合計			1,589,887		1,880,211

（２）【損益計算書】

期別		第25期 自2022年 1月 1日 至2022年12月31日		第26期 自2023年 1月 1日 至2023年12月31日	
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			345,244		358,893
運用受託報酬			79,848		228,167
その他営業収益			582,727		569,245
営業収益計			1,007,819		1,156,307
営業費用					

支払手数料			126,934		123,643
広告宣伝費			11,405		15,098
調査費			117,504		220,466
調査研究費		18,471		23,880	
委託調査費		99,032		196,586	
委託計算費			99,434		103,162
営業雑経費			12,055		9,569
印刷費		6,157		5,952	
協会費		5,897		3,617	
営業費用計			367,335		471,940
一般管理費					
給料			638,802		632,437
役員報酬		49,800		49,800	
給料・手当		587,545		580,875	
賞与		1,457		1,761	
業務委託費			236,981		252,626
交際費			4,522		6,331
旅費交通費			5,517		3,446
租税公課			1,132		1,987
不動産賃借料			118,525		119,041
賞与引当金繰入額			129,662		122,612
役員賞与引当金繰入額			31,367		20,428
退職給付費用			41,089		39,556
役員退職慰労引当金繰入額			4		34
取引所・協会費			4,061		82
諸経費			56,026		55,804
一般管理費計			1,267,695		1,254,387
営業損失（△）			△627,210		△570,020

期別		第25期 自2022年 1月 1日 至2022年12月31日		第26期 自2023年 1月 1日 至2023年12月31日	
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
営業外収益					
受取利息			2		2
為替差益			184		19,197
雑益			1,145		969
営業外収益計			1,331		20,169
営業外費用					
株式交付費			3,150		2,800
雑損失			0		238
営業外費用計			3,150		3,038
経常損失（△）			△629,029		△552,889
特別利益					
資産除去債務戻入益			-		3,203
特別利益計			-		3,203
特別損失					
割増退職金			4,250		6,192

減損損失	＊1		320		14,074
特別損失計			4,570		20,267
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）			△633,599		△569,953
法人税、住民税及び事業税			1,210		1,210
当期純利益又は当期純損失（△）			△634,809		△571,163

（３）【株主資本等変動計算書】

第25期
自　2022年 1月 1日
至　2022年12月31日

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	50,000	1,047,314	1,097,314	△469,286	△469,286	728,028	728,028
当期変動額								
新株の発行	450,000	450,000		450,000			900,000	900,000
減資	△450,000		450,000	450,000			-	-
資本準備金の取崩		△450,000	450,000	-			-	-
欠損填補			△469,286	△469,286	469,286	469,286	-	-
当期純損失					△634,809	△634,809	△634,809	△634,809
当期変動額合計	-	-	430,713	430,713	△165,523	△165,523	265,190	265,190
当期末残高	100,000	50,000	1,478,028	1,528,028	△634,809	△634,809	993,218	993,218

第26期
自　2023年 1月 1日
至　2023年12月31日

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	50,000	1,478,028	1,528,028	△634,809	△634,809	993,218	993,218
当期変動額								
新株の発行	400,000	400,000		400,000			800,000	800,000
減資	△400,000		400,000	400,000			-	-
資本準備金の取崩		△400,000	400,000	-			-	-
欠損填補			△634,809	△634,809	634,809	634,809	-	-
当期純損失					△571,163	△571,163	△571,163	△571,163
当期変動額合計	-	-	165,191	165,191	63,646	63,646	228,837	228,837
当期末残高	100,000	50,000	1,643,218	1,693,218	△571,163	△571,163	1,222,054	1,222,054

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格がない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。
２．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、過去に貸倒実績がないことから、貸倒引当金は計上しておりません。

	(2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算については、退職給付に係る当事業年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
３．収益及び費用の計上基準	顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上しております。 運用受託報酬のうち基本報酬については、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上しております。また成功報酬については、対象となる口座の特定ベンチマーク又はその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。なお、当事業年度において受領する権利が確定した取引がないため、成功報酬は計上しておりません。 その他営業収益は、主として当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で算定され、当該報酬は当社がグループ会社にオフショアファンド関連の役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上しております。
４．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、会計期間末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

（貸借対照表関係）

第25期 （2022年12月31日現在）	第26期 （2023年12月31日現在）
＊１　関係会社項目 預金　837,516千円	＊１　関係会社項目 預金　1,119,735千円

（損益計算書関係）

第25期 自2022年 1月 1日 至2022年12月31日	第26期 自2023年 1月 1日 至2023年12月31日
＊１　減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。 用途　場所　種類　金額 事務所設備　東京都千代田区　器具備品　320千円 （経緯） 上記資産につきまして、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスになっているため、帳簿価額全額を回収不能とし、減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、以下の通りであります。 （減損損失の金額） 器具備品　320 千円 合計　320 千円 （グルーピングの方法） 当社は投資信託委託・投資顧問業務等を営んでおります。基本的に全ての資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す為、本社事務所の全資産を一つの単位としてグルーピングをしております。 （回収可能価額の算定方法等） 当社の回収可能価額は使用価値を使用しておりますが継続して営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなっているため、使用価値は零として算定しております。	＊１　減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。 用途　場所　種類　金額 事務所設備　東京都千代田区　建物・器具備品　14,074千円 （経緯） 上記資産につきまして、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスになっているため、帳簿価額全額を回収不能とし、減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、以下の通りであります。 （減損損失の金額） 建物　12,573千円 器具備品　1,501千円 合計　14,074千円 （グルーピングの方法） 当社は投資信託委託・投資顧問業務等を営んでおります。基本的に全ての資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す為、本社事務所の全資産を一つの単位としてグルーピングをしております。 （回収可能価額の算定方法等） 当社の回収可能価額は使用価値を使用しておりますが継続して営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなっているため、使用価値は零として算定しております。

（株主資本等変動計算書関係）

第25期
自　2022年 1月 1日
至　2022年12月31日

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）*1	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	324,000	90,000	―	414,000

*1　普通株式の発行済株式の増加 90,000株は、2022年4月11日付のＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ホールディングを割当先とするものであります。

２．配当に関する事項　該当事項はありません。

第26期
自　2023年 1月 1日
至　2023年12月31日

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）*1	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	414,000	80,000	―	494,000

*1　普通株式の発行済株式の増加 80,000株は、2023年4月19日付のＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ホールディングを割当先とするものであります。
２．配当に関する事項　該当事項はありません。

（リース取引関係）

第25期 自　2022年 1月 1日 至　2022年12月31日	第26期 自　2023年 1月 1日 至　2023年12月31日
オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料 （借主側） １年内　90,281千円 １年超　－ 合　計　90,281千円	オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料 （借主側） １年内　68,427千円 １年超　1,281千円 合　計　69,708千円

１．金融商品の状況に関する事項

第25期 自　2022年 1月 1日 至　2022年12月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。 当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余剰資金は安全性の高い金融商品で運用しております。 デリバティブは利用しておりません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 預金は大部分がグループ会社（ビー・エヌ・ピー・パリバ）に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。 営業債権のうち、未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは僅少であります。 営業債務である未払手数料及び未払委託調査費、並びにその他未払金及び未払費用は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受け取った報酬の中から支払われるものであり、流動性リスクは僅少であります。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①　信用リスク 営業債権の信用リスクは、ＢＮＰパリバ・アセットマネジメントグループの定める手続きに則った審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。 ②　市場リスク（為替や金利等の変動リスク） 外貨建営業債権債務は、通貨別に状況を把握することにより為替変動リスクを管理しております。

③　流動性リスク

当社は余剰資金を安全性の高い金融商品で運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

（金融商品関係）

第25期
（2022年12月31日現在）

(1)金融商品の時価等に関する事項

開示すべき重要な項目はありません。なお、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払手数料、未払委託調査費、その他未払金、未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注）金銭債権の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
預金	1,109,913	－	－	－
未収委託者報酬	91,071	－	－	－
未収運用受託報酬	51,247	－	－	－
未収収益	303,268	－	－	－

(2)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

重要性が低いため記載を省略しております。

１．金融商品の状況に関する事項

第26期
自　2023年 1月 1日
至　2023年12月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余剰資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分がグループ会社（ビー・エヌ・ピー・パリバ）に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

営業債権のうち、未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは僅少であります。

営業債務である未払手数料及び未払委託調査費、並びにその他未払金及び未払費用は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建のものがあり為替変動リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受け取った報酬の中から支払われるものであり、流動性リスクは僅少であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク
営業債権の信用リスクは、ＢＮＰパリバ・アセットマネジメントグループの定める手続きに則った審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）
外貨建営業債権債務は、通貨別に状況を把握することにより為替変動リスクを管理しております。

③ 流動性リスク
当社は余剰資金を安全性の高い金融商品で運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

（金融商品関係）

第26期
（2023年12月31日現在）

(1)金融商品の時価等に関する事項
開示すべき重要な項目はありません。なお、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払手数料、未払委託調査費、その他未払金、未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（注）金銭債権の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
預金	1,422,304	―	―	―
未収委託者報酬	93,096	―	―	―
未収運用受託報酬	189,583	―	―	―
未収収益	146,395	―	―	―

(2)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
重要性が低いため記載を省略しております。

（有価証券関係）

第25期 （2022年12月31日現在）	第26期 （2023年12月31日現在）
重要性が低いため記載を省略しております。	重要性が低いため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第25期 自　2022年 1月 1日 至　2022年12月31日	第26期 自　2023年 1月 1日 至　2023年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第25期 自　2022年 1月 1日 至　2022年12月31日	第26期 自　2023年 1月 1日 至　2023年12月31日
１．採用している退職給付制度の概要	１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として、キャッシュバランスプランおよび確定拠出制度を採用しております。なお、当社が有するキャッシュバランスプランは、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 ２．簡便法を適用した確定給付制度 （1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 退職給付引当金の期首残高 94,229千円 退職給付費用 19,374千円 退職給付の支払額 △16,470千円 その他未払金への振替額 - 千円 退職給付引当金の期末残高 97,132千円 （2）退職給付費用 簡便法で計算した退職給付費用 19,374千円 ３．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、21,335千円でありました。	当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として、キャッシュバランスプランおよび確定拠出制度を採用しております。なお、当社が有するキャッシュバランスプランは、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 ２．簡便法を適用した確定給付制度 （1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 退職給付引当金の期首残高 97,132千円 退職給付費用 19,483千円 退職給付の支払額 △11,276千円 その他未払金への振替額 - 千円 退職給付引当金の期末残高 105,339千円 （2）退職給付費用 簡便法で計算した退職給付費用 19,483千円 ３．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、19,567千円でありました。

（税効果会計関係）

第25期 自　2022年 1月 1日 至　2022年12月31日	第26期 自　2023年 1月 1日 至　2023年12月31日
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

繰延税金資産	
退職給付引当金	33,598
役員退職慰労引当金	1,672
賞与引当金	45,570
未払費用	29,247
その他	62,614
繰越欠損金	1,280,731
繰延税金資産小計	1,453,433
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額　（注）2	△1,280,731
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△172,702
評価性引当額小計　（注）1	△1,453,433
繰延税金資産合計	－
繰延税金負債	－
繰延税金資産(負債)の純額	－

（注）1　評価性引当額が13,414千円増加しております。この増加の主な理由は税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したことによるものであります。

（注）2　税務上の繰越欠損金及びその繰越期限別の金額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	-	73,771	159,368	-	293,616	753,974	1,280,731
評価性引当額	-	△73,771	△159,368	-	△293,616	△753,974	△1,280,731
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(※1)　税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。

（単位：千円）

繰延税金資産	
退職給付引当金	36,437
役員退職慰労引当金	1,683
賞与引当金	43,650
未払費用	27,027
その他	74,548
繰越欠損金	1,467,314
繰延税金資産小計	1,650,660
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額　（注）2	△1,467,314
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△183,346
評価性引当額小計　（注）1	△1,650,660
繰延税金資産合計	－
繰延税金負債	－
繰延税金資産(負債)の純額	－

（注）1　評価性引当額が197,226千円増加しております。この増加の主な理由は税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したことによるものであります。

（注）2　税務上の繰越欠損金及びその繰越期限別の金額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	73,771	159,368	-	293,616	-	940,557	1,467,314
評価性引当額	△73,771	△159,368	-	△293,616	-	△940,557	△1,467,314
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(※1)　税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。

（資産除去債務関係）

第25期 自　2022年 1月 1日 至　2022年12月31日	第26期 自　2023年 1月 1日 至　2023年12月31日

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1．当該資産除去債務の概要 当社事業所の貸室定期転貸借契約に伴う原状回復義務等であります。 2．当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を5年(原賃貸借契約期間)と見積もり、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積額を計上しております。 3．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 期首残高 68,236千円 時の経過による調整額 -千円 資産除去債務の履行による減少額 -千円 有形固定資産の取得に伴う増加額 -千円 期末残高 68,236千円	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 1．当該資産除去債務の概要 当社事業所の貸室定期転貸借契約に伴う原状回復義務等であります。 2．当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を5年(原賃貸借契約期間)と見積もり、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積額を計上しております。 3．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 期首残高 68,236千円 見積りの変更による増加額 8,421千円 見積りの変更による減少額 △3,203千円 期末残高 73,453千円 4．当該資産除去債務の金額の見積りの変更 当事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用に関して、新たな情報を入手すること等により、期首時点における見積額より増減することが明らかになったことから、資産除去債務の見積りの変更を行い、その増減額を3.当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減に記載の通り、変更前の資産除去債務に加減算しております。

（収益認識関係）

第25期 自　2022年 1月 1日 至　2022年12月31日	第26期 自　2023年 1月 1日 至　2023年12月31日
1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報 顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当社は投資運用業の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、セグメント情報に追加して記載することを省略しております。 2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 収益を理解するために基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の3.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。 3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに会計期間末において存在する顧客との契約から翌会計期間以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため記載を省略しております。	1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報 顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当社は投資運用業の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、セグメント情報に追加して記載することを省略しております。 2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 収益を理解するために基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の3.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。 3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに会計期間末において存在する顧客との契約から翌会計期間以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

第25期 自　2022年 1月 1日 至　2022年12月31日

（セグメント情報）
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）
１．製品及びサービスごとの情報　（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	345,244	79,848	582,727	1,007,819

２．地域ごとの情報
(1) 営業収益　（単位：千円）

日本	ルクセンブルク	フランス	その他	合計
425,092	397,041	112,709	72,976	1,007,819

（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。
(2) 有形固定資産
該当事項はありません。
３．主要な顧客ごとの情報　（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（株式型）	83,472	なし
ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク	397,041	なし
ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・フランス	112,709	なし

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）
該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）
該当事項はありません。

第26期
自　2023年 1月 1日
至　2023年12月31日

（セグメント情報）
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）
１．製品及びサービスごとの情報　（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	358,893	228,167	569,245	1,156,307

２．地域ごとの情報
(1) 営業収益　（単位：千円）

日本	ルクセンブルク	英国	その他	合計
587,061	322,109	137,912	109,224	1,156,307

（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。
(2) 有形固定資産
該当事項はありません。
３．主要な顧客ごとの情報　（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
ＢＮＰパリバ・グローバル水関連株式ファンド	102,708	なし
ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク	322,109	なし

ＢＮＰパリバ・アセットマネジメントUKリミテッド	137,912	なし
ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・フランス	100,929	なし

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）
当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）
該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）
該当事項はありません。

（関連当事者関係）

１．関連当事者との取引

第25期（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ホールディング	パリ、フランス共和国	23百万ユーロ	持株会社	直接100%	増資の引受	増資（注1）	900,000	―	―

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク	ルクセンブルク、ルクセンブルク大公国	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	397,041	未収収益	175,845
親会社の子会社	ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・フランス	パリ、フランス共和国	170百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結 業務委託契約の締結	その他営業収益の受入 委託調査費の支払 業務委託費の支払	112,709 53,812 56,192	未収収益 未払委託調査費 未払費用	66,630 39,031 14,193
親会社の子会社	ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・UKリミテッド	ロンドン、英国	32百万ポンド	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	59,931	未収収益	55,866
親会社の子会社	ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ベルギー	ブリュッセル、ベルギー王国	54百万ユーロ	資産運用業	無し	業務委託契約の締結	業務委託費の支払	127,069	未払費用	32,281
親会社の子会社	ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント　USA インク	ニューヨーク、アメリカ合衆国	106百万ドル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	10,506	未収収益	4,926
親会社の子会社	ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ブラジル LTDA	サンパウロ、ブラジル連邦共和国	38百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払	28,087	未払委託調査費	17,679
親会社の子会社	カーディフ生命保険株式会社	東京都渋谷区	206億円	生命保険業	無し	運用受託契約の締結	運用受託報酬の受入	40,629	未収運用受託報酬	22,511

第26期（自　2023年１月１日　至　2023年12月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

親会社	ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ホールディング	パリ、フランス共和国	23百万ユーロ	持株会社	直接100%	増資の引受	増資（注1）	800,000	―	―

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク	ルクセンブルク、ルクセンブルク大公国	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	322,109	未収収益	67,289
親会社の子会社	ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・フランス	パリ、フランス共和国	170百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結 業務委託契約の締結	その他営業収益の受入 委託調査費の支払 業務委託費の支払	100,929 92,366 183,650	未収収益 未払委託調査費 未払費用	31,812 65,247 43,636
親会社の子会社	ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・UKリミテッド	ロンドン、英国	35百万ポンド	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	137,912	未収収益	47,293
親会社の子会社	インパクス・アセット・マネジメント・グループ PLC	ロンドン、英国	1.3百万ポンド	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払	76,838	未払委託調査費	59,411
親会社の子会社	カーディフ生命保険株式会社	東京都渋谷区	206億円	生命保険業	無し	運用受託契約の締結	運用受託報酬の受入	40,039	未収運用受託報酬	21,940

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注１）当社の行った株主割当増資を１株当たり10,000円で引き受けたものであります。
（注２）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。
（注３）国内取引については、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。海外取引については、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

２．親会社に関する情報
(1) 親会社情報
ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ホールディング　（非上場）
ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

（１株当たり情報）

第25期 自　2022年 1月 1日 至　2022年12月31日	第26期 自　2023年 1月 1日 至　2023年12月31日
・１株当たり純資産　2,399円 ・１株当たり当期純損失　1,630円 １株当たり当期純損失の算定上の基礎 当期純損失　△634,809千円 普通株主に帰属しない金額　― 普通株式に係る当期純損失　△634,809千円 期中平均株式数・普通株式　389,342株 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	・１株当たり純資産　2,473円 ・１株当たり当期純損失　1,214円 １株当たり当期純損失の算定上の基礎 当期純損失　△571,163千円 普通株主に帰属しない金額　― 普通株式に係る当期純損失　△571,163千円 期中平均株式数・普通株式　470,329株 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。

中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

期別		第27期中間会計期間末 (2024年6月30日現在)	
資産の部			
科目	注記番号	内訳	金額
		千円	千円
流動資産			
預金			1,247,367
前払費用			10,469
未収委託者報酬			56,812
未収運用受託報酬			109,220
未収収益			205,644
流動資産計			1,629,514
固定資産			
投資その他の資産			10,370
長期差入保証金		3,370	
長期前払費用		1,000	
その他		6,000	
固定資産計			10,370
資産合計			1,639,884

期別		第27期中間会計期間末 (2024年6月30日現在)	
負債の部			
科目	注記番号	内訳	金額
		千円	千円
流動負債			
預り金			31,052
未払金			256,748
未払手数料		27,949	
未払委託調査費		161,216	
その他未払金		67,583	
未払費用			102,663
未払消費税			9,562
未払法人税等			605
賞与引当金			63,419
役員賞与引当金			9,443
流動負債計			473,495
固定負債			
退職給付引当金			112,280
役員退職慰労引当金			4,911
資産除去債務			73,453
賞与引当金			2,155
役員賞与引当金			3,642
固定負債計			196,443
負債合計			669,939
純資産の部			

科目	注記番号	内訳	金額
		千円	千円
株主資本			
資本金			100,000
資本剰余金			1,693,218
資本準備金		50,000	
その他資本剰余金		1,643,218	
利益剰余金			△823,273
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		△823,273	
株主資本合計			969,945
純資産合計			969,945
負債・純資産合計			1,639,884

（２）中間損益計算書

期　別		第27期中間会計期間 自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日	
科　目	注記番号	内訳	金額
		千円	千円
営業収益			
委託者報酬			187,407
運用受託報酬			167,501
その他営業収益			285,466
営業収益計			640,374
営業費用			
支払手数料			57,257
広告宣伝費			6,569
調査費			141,381
調査研究費		7,976	
委託調査費		133,404	
委託計算費			53,455
営業雑経費			4,556
印刷費		2,914	
協会費		1,642	
営業費用計			263,220
一般管理費			
給料			306,416
役員報酬		24,900	
給料・手当		281,516	
業務委託費			123,014
交際費			1,760
旅費交通費			3,411
租税公課			429
不動産賃借料			47,347
賞与引当金繰入額			63,927
役員賞与引当金繰入額			10,422
退職給付費用			19,954
役員退職慰労引当金繰入額			42

取引所・協会費			41
諸経費			52,405
一般管理費計			629,174
営業損失			△252,020

期　別		第27期中間会計期間 自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日	
科　目	注記番号	内訳	金額
		千円	千円
営業外収益			
受取利息			1
為替差益			8,841
雑益			1,045
営業外収益計			9,887
営業外費用			
雑損失			0
営業外費用計			0
経常損失			△242,133
特別損失			
割増退職金			6,952
減損損失	＊1		2,418
特別損失計			9,370
税引前中間純損失			△251,504
法人税、住民税及び事業税			605
中間純損失			△252,109

（３）中間株主資本等変動計算書

第27期中間会計期間
自 2024年 1月 1日
至 2024年 6月30日

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	50,000	1,643,218	1,693,218	△571,163	△571,163	1,222,054	1,222,054
当中間期変動額	-	-	-	-	-	-	-	-
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	-
中間純損失	-	-	-	-	△252,109	△252,109	△252,109	△252,109
当中間期変動額合計	-	-	-	-	△252,109	△252,109	△252,109	△252,109
当中間期末残高	100,000	50,000	1,643,218	1,693,218	△823,273	△823,273	969,945	969,945

重要な会計方針

第27期中間会計期間 自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日	
1．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格がない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

2. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算については、退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

第27期中間会計期間 自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日	
3. 収益及び費用の計上基準	当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 (3) その他営業収益 関係会社からの振替収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。当該報酬は当社が関係会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。 一部の収益については契約に基づき報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。 (4) 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。なお、当中間会計期間において受領する権利が確定した取引がないため、成功報酬は計上しておりません。
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第27期中間会計期間末 （2024年6月30日現在）
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の未払消費税として表示しております。

（中間損益計算書関係）

第27期中間会計期間
自 2024年 1月 1日
至 2024年 6月30日

＊１　減損損失
当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	金額
事務所設備	東京都 千代田区	器具備品	2,418千円

（経緯）
上記資産につきまして、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスになっているため、帳簿価額全額を回収不能とし、減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、以下の通りであります。

（減損損失の金額）
器具備品　2,418 千円
合計　2,418 千円

（グルーピングの方法）
当社は資産運用業務を営んでおります。基本的に全ての資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す為、本社事務所の全資産を一つの単位としてグルーピングをしております。

（回収可能価額の算定方法等）
当社の回収可能価額は使用価値を使用しておりますが継続して営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなっているため、使用価値は零として算定しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第27期中間会計期間
自 2024年 1月 1日
至 2024年 6月30日

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
普通株式	494,000	-	-	494,000

2．配当に関する事項　　該当事項はありません。

（リース取引関係）

第27期中間会計期間
自 2024年 1月 1日
至 2024年 6月30日

オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料

(借主側)
1年内 35,059 千円
1年超　427 千円
合　計 35,486 千円

（金融商品関係）

第27期中間会計期間 自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日
1.金融商品の時価等に関する事項 開示すべき重要な項目はありません。なお、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払手数料、未払委託調査費、その他未払金、未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。 2.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 重要性が低いため記載を省略しております。

（有価証券関係）

第27期中間会計期間末 （2024年6月30日現在）
重要性が低いため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第27期中間会計期間末 （2024年6月30日現在）
該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第27期中間会計期間 自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 1.当該資産除去債務の概要 当社事業所の貸室定期転貸借契約に伴う原状回復義務等であります。 2.当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を5年(原賃貸借契約期間)と見積もり、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積額を計上しております。 3.当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減 期首残高 73,453 千円 見積りの変更による増加額 - 千円 見積りの変更による減少額 - 千円 当中間会計期間末残高 73,453 千円

（収益認識関係）

第27期中間会計期間 自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報
　顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当社は投資運用業の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、セグメント情報に追加して記載することを省略しております。
2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
　収益を理解するために基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の3.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
　重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

第27期中間会計期間
自 2024年 1月 1日
至 2024年 6月30日

（セグメント情報）
当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）
1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	187,407	167,501	285,466	640,374

2．地域ごとの情報
(1)営業収益

（単位：千円）

日　本	ルクセンブルク	英国	その他	合計
354,908	135,747	104,496	45,222	640,374

(注)投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。

(2)有形固定資産
該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
ＢＮＰパリバ・グローバル水関連株式ファンド	63,566	なし
年金積立金管理運用独立行政法人	134,148	なし
ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク	135,747	なし
ＢＮＰパリバ・アセットマネジメントUKリミテッド	100,807	なし

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）
当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報）
該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）
該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第27期中間会計期間
自 2024年 1月 1日
至 2024年 6月30日

1株当たり純資産額	1,963円
1株当たり中間純損失	510円

1株当たり中間純損失の算定上の基礎

中間純損失	252,109千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	252,109千円
期中平均株式数	普通株式　494,000株

なお、潜在株式調整後１株当たり中間純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

第27期中間会計期間末 （2024年6月30日現在）
当社は2024年7月5日開催の取締役会及び臨時株主総会において、株主割当増資に関して次のとおり決議し、2024年7月23日に払込が完了しました。 発行株式数　普通株式　60,000株 発行価額　1株につき 10,000円 発行価額の総額　600,000千円 資本組入額　1株につき　5,000円 資本組入額の総額　300,000千円 割当先　ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ホールディング 資金の使途　運転資金

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（２）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

（４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

（５）上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

（１）定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名　　称	資本金の額 （2024年3月末現在）	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞
名称　　：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額　：10,000百万円（2024年3月末現在）
事業の内容　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

名　　称	資本金の額 （2024年3月末現在）	事業の内容
大和証券株式会社	100,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（３）投資顧問会社

名　　称	資本金の額 （2023年12月末現在）	事業の内容
ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント・ブラジル	38百万レアル	資産運用に関する業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。
（２）販売会社
日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。
（３）投資顧問会社
委託会社から、マザーファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用（投資一任）を行ないます。

３【資本関係】

（１）受託会社
該当事項はありません。
（２）販売会社
該当事項はありません。
（３）投資顧問会社
委託会社及び投資顧問会社の最終的親会社はビー・エヌ・ピー・パリバです。

第３【その他】

（１）目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
（２）目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
①　委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
②　ファンドの基本的性格など
③　委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
④　委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
⑤　目論見書の使用開始日
（３）目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
①　投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
②　投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
③　投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
④　「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
⑤　「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
⑥　請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
⑦　請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
⑧　「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
⑨　商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
⑩　投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
⑪　有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
⑫　委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
（４）交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
①　ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
②　投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはな

らない旨の記載。

（５）有価証券届出書本文「第一部　証券情報」、「第二部　ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

（６）目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部　ファンド情報」中「第１　ファンドの状況」「２　投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。

（７）投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。

（８）目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

（９）交付目論見書の手続・手数料等に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

①　当初元本額についての記載。

②　基準価額が日本経済新聞に掲載される旨および掲載略称。

③　所得税には、復興特別所得税が含まれる旨。

独立監査人の監査報告書

2024年3月18日

ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　松　本　　亮　太

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2025年1月24日

ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　久　保　　直　毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（バランス型）の2024年5月11日から2024年11月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＢＮＰパリバ・ブラジル・ファンド（バランス型）の2024年11月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

２０２４年9月１３日

ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　櫻　井　雄　一　郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社の２０２４年1月１日から２０２４年１２月３１日までの第２７期事業年度の中間会計期間（２０２４年1月１日から２０２４年6月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＢＮＰパリバ・アセットマネジメント株式会社の２０２４年6月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２４年1月１日から２０２４年6月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎と

なる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。